

建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'92/1

JANUARY.15.WED. No.51



秩父山地に自生の福寿草

建産連の SLOGAN
[活動指標]

一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。

一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

卷頭言

新春に思う

星野 謙吾

明けましておめでとうございます。

皆様には、平穏裡に平成4年の新春をお迎えになられたことをお慶び申し上げます。

昨年は湾岸戦争をはじめとし、ソ連邦消滅、東欧諸国等の混乱、世界情勢を一変させた激動の年でありました。また、韓国・北朝鮮、バルト三国等の国連同時加盟や先進国首脳会議へのソ連の参加、米ソ核兵器削減の取り組みなどに見られるように世界が冷戦から平和に向か、新秩序構築へ大きく一步を踏み出した年でもあります。

我国においては、金融機関の不正融資事件、証券会社の損失補てん等の不祥事がバブル経済崩壊により表面化し、政治のあり方が問れました。

成長経済から安定経済へ今年は平成経済の転換の年になると思われます。

不動産、住宅業界にとっても、長期化した総量融資規制の後遺症、監視区域拡大等をかかえ、経営環境は一段と厳しいものになってまいりました。地価上昇依存から脱皮をし、経営戦略を立て直して行かなければならない試練の年になると思われます。

私ども不動産・住宅産業業界は、権益を守り健全な発展を図りながら消費者保護に努めてまいります。又、協会として社会的な認識と責任使命をかけて土地、住宅の安定した供給促進を目標として、積極的に事業活動の展開に取り組んでまいりたいと存じますので格段のご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念してご挨拶といたします。

(筆者は(社)埼玉県宅地建物取引業協会会长)

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

秩父郡両神村の山深い原生林の一部には、天然記念物として埼玉県指定の福寿草の自生地がある。

写真は、一般の人々が気軽に観賞できるよう、6年前に県立両神自然公園両神国民休養地の四阿屋山（あずまやま）中腹に移植された福寿草の群落である。

福寿草はキンポウゲ科の多年草で、黄色い可憐な花は、古くからお正月の花として愛されている。自然の花期は2月中旬から3月上旬である。

（写真：秩父郡両神村総務課提供）

◆卷頭言	1
◆年頭の御挨拶（会長・知事他）	3
◆会員団体長年頭の抱負	9
◆建設事業場モデル就業規則について	22
◆シリーズ特集「21世紀を展望した街づくり」その44（松伏町）	37
◆事業報告	
(1) 陳情	39
(2) 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの応募状況と審査結果	39
(3) 建設生産システム合理化推進協議会発足	40
(4) 時局講演会	41
◆理事会・委員会報告	43
◆告知板	
(1) 人事往来	46
(2) 県の12月補正予算の概要	46
(3) '91さいたま景観賞	46
(4) 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール実施報告	47
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪(2)（鷲宮神社・箭弓稻荷神社）	48
◆建産連だより	
会員団体の動静	50
◆連合会日誌	53
(財)物価調査会案内広告	36

年頭の御挨拶

「建設生産システム合理化元年 とするために」

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
会長 斎藤 裕



明けましておめでとうございます。皆様には御健勝で新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。当連合会もつづがなく希望も新たに新年を迎えることができましたが、これは偏に関係各位の温い御支援、御協力の賜ものと、厚く御礼申し上げます。

わが国の経済動向は、昨年半ばを峠に、記録的といわれた長期の拡大景況も、バブル崩壊という言葉に代表されるように鈍化の兆しを見せはじめ、これから先の行きに一抹の不安感が払拭できません。しかし、建設産業界全般の事業動向を眺めますとき、民間設備投資に減速傾向が見られますものの、公共事業にあっては依然底堅さが感じられます。

果たして新しい年の景気がどのように推移するのか推測の域を出ませんが、関係御当局の御見解によりますと、税収不足が取沙汰される国の財政下にありますても、こと公共事業については公共投資基本計画の達成に向けて最善の努力を払うとされ、また、地方公共団体におかれても、従来にも増して前向きの姿勢が顕著にうかがえる昨今であります。

特に経済減速時における公共投資の重要性は最早言を待ちませんが、それ以上に、国民が真の豊かさを実感できる生活大国となるためには、なんとしても画期的な住宅、社会資本の整備、充実を急がなければなりません。

このことから、事業量の推移についてはこれからも注意深く見守り、また、その動向如何によっては事業量の拡大に向け一層の努力を傾注して参りたいと考えます。

一方、建設産業における生産性の向上とこの業界で働く就労者の労働条件改善は、決して先送りができない重大な岐路であり、また実行の正念場でもあります。

このようなときに、建設業構造改善の柱でもある建設生産システム合理化推進協議会が中央組織はもとより各地地方組織も続々と誕生の機運にありますことは誠に心強い限りであります。この新しい年こそは、この協議の場を通して、総合工事業と専門工事業とがそれぞれ果たすべき役割分担等のルール形成をめざして、活発な御討議等がなされ、活力と魅力に溢れた建設産業として大きく前進できますよう期待してやみません。

皆様におかれましても、どうぞ旧年に倍する御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げますとともに、この新年が皆様にとりまして実り多い年となりますよう心から祈念申し上げて年頭の御挨拶といたします。

年頭の御挨拶

「輝かしい大埼玉を築く」

埼玉県知事 畠 和



埼玉県建設産業団体連合会の皆様、明けましておめでとうございます。

皆様には、御家族お揃いで、希望に満ちた新年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

21世紀を目前にして、国の内外では、歴史の大転換期を迎えておりますが、私は、新春に当たり、心を新たにし、こうした時代の変化を的確にとらえまして、650万県民の皆様の大きな期待と信頼に応え、輝かしい大埼玉を築いて参りますために、渾身の力を尽くす決意であります。

顧りますと、昨年は、湾岸戦争やソ連、東欧諸国等の混乱など、世界を震かんさせる大事件が相次いで起こった激動の年でありましたが、南北朝鮮とバルト3国等の国連同時加盟をはじめ、先進国首脳会議へのソ連の参加や米ソの核兵器削減の取組み、中東和平会議などにみられますように、世界のすう勢は、「冷戦後の時代」における新しい世界平和と地球的規模での共存共栄を構築するために、確実に動き出しました。一方、国内では、国際貢献策や政治改革などにおいて、論議が高まり、国の政治のあり方が問われました。また、バブル経済が崩壊し、一年に2回も公定歩合が引き下げられるなど、さしもの大型景気にもようやくかけりが見え始め、我が国社会経済の先行きに一段と厳しさや不透明さを感じさせた年であったと申せます。

このように大きく変化した内外情勢の中にありますて、本県におきましては、ちょうど埼玉県誕生120年の記念すべき年に当たり、皆様の御支援をいただきまして、郷土埼玉の発展のための施策を着実に進展させ、多くの成果を収めることができました。特に、待ちに待った「さいたま新都心」の着工をはじめ、「熊谷スポーツ文化公園」や「緑のヘルシーロード」、「秩父ミューズパーク」等の相次ぐオープン、また、「国際青年の村'91」や「六都県市環境問題シンポジウム'91」、「埼玉公衆衛生世界サミット」、「さいたま120年記念事業」の実施、そして、「景観形成基本計画」や「住宅・宅地供給計画」の策定、「シラコバト長寿社会福祉基金」の創設、「常磐新線」の基本計画承認などが大きな成果であったと存じます。

本年におきましても、「人間尊重・福祉優先」の基本理念のもと、「さいたま新都心」をはじめとするビッグプロジェクトや交通網などの地域整備に力を入れるとともに、生活基盤整備などの諸施策を力強く推進して参る所存であります。

このため、「緑と情流・豊かな埼玉」をめざす「新長期構想」の改定や「中期計画」の

策定を進めて参りますとともに、首都機能の一翼を担い、埼玉の心臓づくりをめざす「さいたま新都心」につきましては、さらに本格的な整備を進めます。また、健康で生きがいのある高齢化社会対策や総合的な廃棄物対策の充実をはじめ、産業の振興を図る「テクノグリーン構想」や「さいたまインダストリアル・ビジネスパーク」、「地域産業文化センター」、ゆとりある時代に対応する「秩父リゾート地域整備構想」などを一層推進して参ります。さらに、県内を東西に結ぶ「東京外かく環状道路」の本県区間が、いよいよ開通する予定ですが、「首都圏中央連絡自動車道」や「地下鉄7号線」などの道路鉄道網の整備も鋭意促進したいと考えております。そして、「日中友好記念館」や「自然学習センター」をはじめ、「在学青年セミナーハウス」や「加須はなさき公園」などをオープンさせて参ります。加えて、今年は、「アース・イヤー」でありますので、地球環境問題を考え、行動していくための指針づくりを進めることがいたしております。

こうした施策を推進することによりまして、埼玉は、21世紀に向けてダイナミックな飛躍を遂げることができるものと確信しております。全国第5位の人口を擁する本県は、その増加率が全国一であり、県民の平均年齢も全国で2番目に若い県であります。産業面でも、製造品出荷額等は、全国第5位であり、先の国民体育大会では、総合で実質1位の準優勝となるなど、埼玉は、人口や産業、文化、スポーツ等県勢の様々な分野で全国屈指の実力を持った県となっております。また、首都に隣接し、新幹線が2本、高速自動車道が3本走るなど、東北・上信越と首都を結ぶ東日本指折りの交通の要衝であり、可住地面積割合も大変高く、360度に開かれた内陸県として、極めて恵まれた条件を持っております。

今年は、私にとりまして、大きな節目の年であります。幸い健康にも恵まれておりますので、このような県民の豊かな活力や立地の優位性を十分に生かして、この郷土埼玉を大埼玉に発展させるために、地方分権をさらに追求し、全力で県民参加の県政を推進して参る所存であります。

どうか、埼玉県建設産業団体連合会の皆様には、変わらぬ御支援と御協力を心からお願い申し上げますとともに、この一年が皆様にとりまして、幸多い年となりますようお祈り申し上げまして、年頭のごあいさつといたします。



年頭の御挨拶

「皆様と共に21世紀をさいたまの時代に」

埼玉県土木部長 石田 真一

新年明けましておめでとうございます。

埼玉県建設産業団体連合会の皆様におかれましては、御健勝にて新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、旧年中は本県土木行政の推進につきまして、一方ならぬ御支援・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年のわが国の経済動向は民間設備投資と個人消費を中心とした内需主導によりまして、順調な拡大を続け、建設需要は高水準を維持し、「いざなぎ景気」を超え、戦後最長の景気拡大を記録したところです。しかし一方では、湾岸戦争の勃発から終結、ソビエト連邦の変革、バブル経済の崩壊など、国内外に影響を及ぼすできごとがあり、まさに激動の一年間がありました。そして、景気は「減速しながらも拡大」とか「景気後退」等、今後の予想については微妙な意見の違いもあります。また、今後わが国が経済協力を通して、国際社会の安定と発展に貢献することも一層求められており、国際的視野に立った経済運営が今後ますます重要な時代に入っています。

このような状況の下、わが国では、「公共投資基本計画」により、今後10年間に430兆円にのぼる事業が行われることになっており、国民生活や産業活動の基盤となる社会資本の一層の整備・充実が図られることとなっております。今後、建設業界の役割と責務はますます重要になりますとともに、一層の活躍が期待されているところでございます。

さて、建設業界におきましては、技術労働者や若年労働者の不足、さらに建設コストの上昇等、企業経営にとりまして困難な課題も多くあります。これらの課題も、21世紀へ向けた抜本的解決のため、新しい発想で、皆様が一体となりまして、積極的に体质の改善・強化を図り、確固たる経営基盤を築かれますよう心から念願する次第であります。

県といたしましても、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道等の幹線道路の整備促進、水辺を生かしたアメニティの高いまちづくりを目指すレイクタウンの建設など、21世紀をさいたまの時代とするための確かな基盤づくりを積極的に展開しているところでございます。また生活基盤としての、道路の整備、治水安全度を高める河川改修や調節池の建設、治水・利水機能を併せ持つ多目的ダムの建設、砂防施設の整備等、安全で快適なまちづくりを進めていく所存でございます。さらに、建設業界が魅力と活力にあふれる産業として発展するために、行政といたしましても、21世紀に対応した建設生産システムにおける新しいルールづくりを始めとする構造改善推進プログラムの新たな諸施策を皆様方

と連携して、推進していく所存でありますので、皆様方の御理解・御協力をお願ひいたします。

今後、高度技術化、高度情報化、価値観の多様化などが一層進展する状況にあって、時代の変化を迅速かつ的確に把握するとともに、業界内の意思疎通はもとより、他業種との活発な交流による情報の収集、分析、活用という先進的機能を果たしている埼玉県建設産業団体連合会の主体的活動に一層御期待を申し上げる次第でございます。

年頭に当たり、建設産業界にとりまして実り多い一年となりますことを祈念し、併せて、埼玉県建設産業団体連合会のますますの御発展、会員の皆様の御健勝・御活躍を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

年頭の御挨拶

県民生活の豊かな向上を目指して



埼玉県住宅都市部長 関根 弘

明けましておめでとうございます。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員の皆様には、御健勝のうちに新年を迎られましたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと住宅都市部にとりましては、さいたま新都心用地である大宮操車場跡地10haの取得を始め、我が国有数のラグビー場を持つ熊谷スポーツ文化公園、音楽堂・野外劇場を備えた秩父ミューズパークの開園、下水焼却灰を利用したレンガ製造センターの本格稼動、シルバーハウジングフェアの開催など、大変実りの多い一年でございました。これも、ひとえに貴連合会会員の皆様方の住宅都市行政の推進に対する御理解と、格別の御支援、御協力の賜物でありますて、ここに心から感謝を申し上げます。

さて、昭和61年12月以来、拡大を続けてきた我が国の景気もこのところ新たな局面を迎えていくように思われます。

これまでの活発な経済活動により、毎年5%台の経済成長を遂げてまいりましたが、その過程で建設技能労働者の不足や低金利・金余りを背景とする、いわゆるバブル経済の弊害が懸念されるところとなり、累次にわたる公定歩合の引上げや、不動産融資に対する総量規制等の対応策が実施されました。こうした安定成長経済への軌道修正のための措置に

より、景気はゆるやかに減速することとなりましたが、昨年に至り、行き過ぎた景気の後退を招かないためのいわば予防的措置として公定歩合の引下げが行われるなど、持続的成长への景気対策が講じられております。

また、国の平成4年度予算概算要求基準では、投資的経費について対前年度同額との基準としながらも、新たに「公共投資充実臨時特別措置」を創設して総額2,000億円を、また「生活関連経費重点化枠」として3年度同様総額2,000億円を特別枠で認めることとされました。

建設省においては、西暦2000年を目安として「生活空間先進国」の仲間入りを果たすためのビジョンを策定しましたが、これは、平成2年に閣議了解となっている公共投資基本計画に基づき、本格的な高齢社会を迎える21世紀までに、高い貯蓄率を基礎として生活者の視点から新しい時代の生活空間を創造するというものです。

本県においては、歳入の大半を占める県税に従前のような增收が期待できないといった厳しい財政環境の中ではありますが、こうした国の方針、長期的な施策の方向を踏まえ、平成4年度の予算案編成作業を進めているところでございます。そして公共事業費等については、県民生活の豊かさの向上を目指して、生活・都市基盤整備の一層の推進を図ることとし、21世紀を展望した埼玉づくりを進める諸施策を、積極的に展開することとしております。

住宅都市部においては、昨年11月に事業着工式を行い、計画段階からいよいよ実施段階へと移行したさいたま新都心（愛称：YOUR-S 360）の整備を始め、埼玉県住宅・宅地供給計画及び埼玉県第六期住宅建設五箇年計画に基づく良好な居住水準の確保、埼玉県公共事業等景観形成指針に基づく風格のある街並みの形成、都市計画法及び国土利用計画法に基づく適正な土地利用の誘導を積極的に推進してまいりたいと存じます。

また、区画整理・再開発・街路・公園・下水道などの都市基盤整備事業については、着実な拡充を図っていきたいと存じます。

そして21世紀の埼玉が職・住・遊の近接した真にゆとりある、住む喜びと豊かさの実感できる自立性の高い生活圏となりますよう、引き続き努力を傾けてまいりたいと考えております。

そのためには、社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員の皆様の御理解、御支援が不可欠でございますので、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げ、また貴連合会のますますの御発展と、皆様方の御多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

平成4年の新春を迎えて

（社）埼玉県建設業協会

会長 島村治作

埼玉県建設産業団体連合会の会員の皆様には、ご健勝のうちに平成4年の新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

旧年中寄せられました皆様の暖かいご支援、ご協力に対し厚く御礼申し上げますと共に、本年も尚一層のご指導、ご鞭撻を下さいますようお願い申し上げます。

さて、史上最長のいざなぎ景気を越えたかに見えたわが国の景気の動向は、その牽引車となっていた設備投資と個人消費支出に鈍化の兆しがあり、長期間堅調に推移して参りました内需の落ち込みが目立ちはじめるなど、バブル経済崩壊後の歪と併せて、大変複雑な状況を呈しております。

また一方、四百三十兆円の公共投資10ヶ年計画にも見られるように、国際的にもおくれていると指摘されている住宅・社会資本の整備の担い手であるわが国の基幹産業として、その社会的使命を自覚し、真に人間として物心両面において豊かさを実感できる国土空間の創出に向けて構造改善等の諸課題を克服し、その目的を困難な内にも達成して参りたいと存じますので、本年もよろしくご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終りに皆様の益々のご健勝とご繁栄を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

業界の旗頭を目指して

（社）埼玉県電業協会

会長 岡村喜一

明けましておめでとうございます。

平成4年の新春を迎え心からお慶び申しあげます。皆様方には日頃から格別のご支援を賜り厚くお礼を申しあげます。

お陰をもちまして当協会も昨年は4社の新入会員を迎えて正会員80社を数えることになりました。今後一層業界発展の旗頭として先ずは頑張る所存であります。

さて、ここ5年間続きました好況の波も、バブル経済の崩壊や、相次ぐ証券、銀行等金融界の不祥事件で揺らぎ、ようやくかけりも見えてまいりました。しかしながら、幸いにも430兆円公共投資計画がスタートしております。こうしたなかで、電気設備業界といたしましても、めまぐるしい社会変化に対応できる企業の体質づくりや、新らしい技術の習得などが求められております。また、慢性化した若年労働者不足等の問題をはじめとして、種々の解決を図るべき課題を抱えております。協会といたしましては、地道ではありますが、問題解決にむけては、十分な会員の意見を聞きながら対処していくと考えております。

また、昨年来、国、県からもご指導を賜っております独占禁止法の遵守につきましては、その意を体しまして、あらゆる機会を通じて会員に企業倫理を認識し、その責任に基づき社会全般の信頼を失うことのないよう入札を行うよう指導してまいる所存であります。

どうぞ本年もひきつづき当協会に一層のご支援を賜りますようお願い申しあげ、あわせて関係業界の皆様方のご発展をお祈りし、私の年頭のあいさつといたします。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

平成4年の新春に想う

（社）埼玉県造園業協会

会長 松本孔志

明けましておめでとうございます。

1992年の新春を迎えて皆々様には、御健勝のことと心から御慶び申し上げます。

昨年中は、皆様からあたたかい御支援を賜わりましたことを厚く御礼申し上げます。

当協会も発足以来15周年を迎え、充実した埼玉県造園業協会として大きく成長いたしました。これひとえに関係団体の御指導と御支援、会員の皆様の御協力の賜でございます。

年々、我が国の環境問題は地球の温暖化や、窒素酸化化合物等の大気汚染による自然環境保全が唱えられながら緑化に対する世論の高まりが強く、国の政策としてとらえられ、緑に対する保存・造成等又、都市公園等整備第5次5ヶ年計画の二年次に当り、内需拡大による経済は造園業界に明るいニュースと受けとめられております。反面、建設産業を取り巻く環境は雇用問題を始め、諸資材の需給と価格の上昇等厳しい状況にあると言わざるを得ません。

私達造園業界は、国、及び市町村の行なう緑化施策に積極的に参画・協力しその推進に寄与すると共に、社会的ニーズとなっている「ゆとりある緑豊かな生活環境」の創造に一段と努力して参りたいと存じます。

これ等に対応するため、施工技術の向上、取得、合理的経営、管理能力の養成、業界の体質の強化、近代化等を推進し当協会に課せられた諸問題に対処し、明日への発展を期して参りたいと存じます。

本年も引き続き御指導・御協力の程お願い申し上げ、皆様の一層のご発展と御多幸を御祈りして年頭の挨拶といたします。

新年のご挨拶

東日本建設業保証㈱埼玉営業所

所長 長谷川 忠欣

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は弊社前払金保証事業につきまして格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、本年も一層のご指導をお願い申し上げます。

顧みますと昨年は、世界的には、湾岸戦争の終結、ソビエトの政変、国内では、雲仙普賢岳の噴火や台風19号等による天災に加えて、バブル経済の崩壊、宮沢新内閣の誕生等、まさに激動の年となりました。

また、長期的には、慢性的な労働力（特に若年労働者）の不足、外国人労働者に関する問題や外国企業の市場参入問題等、対処しなければならない大きな課題が山積しています。

このような環境下でスタートした1992年は、建設省が提唱している「建設業構造改善プログラム」の必要性が真に理解される年となると考えられます。なぜならば、個々の建設企業が今後予測されている厳しい経済環境下での生き残り戦略と、構造改善プログラムの具体的な施策が合致していると考えられるからです。

私どもといたしましても、このような厳しい状況のもと、前払金制度の維持普及や簡易財務診断の推奨勧誘、さらに社員教育用ビデオテープの貸出し等の業務を通じて、業界の皆様方に少しでもお役に立つべく努力をしてゆく所存でございますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

終りに、皆様の益々のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

新年のご挨拶

埼玉県鉄構業協同組合

理事長 渡辺 健市

平成4年の新春を迎え、皆様方の一層のご健勝とご繁栄を、心よりお慶び申し上げます。

旧年中の私共組合に対する関係各位の格別なるご指導とご支援に深謝申し上げます。

今日、私共組合は加入者数が168社を数えるに至り、昨年7月には埼玉県中小企業団体中央会より、組織及び運営が優良であるとしてモデル組合の指定を受けて表彰されました。又、10月18日には、組合創立15周年式典を浦和東武ホテルにて関係各位多数のご臨席を頂き盛大に開催することが出来ました。これ偏に皆様方のご支援のお陰と厚くお礼申し上げます。

本年は日本経済も若干減速傾向に入りつつありますが、私共は組合員相互の一層の信頼と理解を深めつつ、基本に忠実に、特に安全面にも充分な配慮をもって、一貫して信頼される鉄骨作りに邁進する所存であります。

関係各位の倍旧のご愛顧とご指導、ご協力を切にお願い申し上げ、新年のご挨拶と致します。

新年のご挨拶

埼玉県電気工事工業組合

理事長 大曾根 正男

明けまして、おめでとうございます。

1991年は、社会主義社会の崩壊という、歴史的な現象があり、世界は冷戦構造から民主社会へと流動しつつあります。吾が国にとどても喜ばしいことであります。

一方国内においては、限りを知らぬような景気もバブルではじけ、徐々に下降を辿る風潮を感じますが、業界の人手不足は依然として解消しません。

私共の組合も、現在1664社の多きを数え、更に充実発展を図り、景気の変更にも又社会のニーズにも対応できるよう、技術の研さんに励んでおります。

昨年は県の認可を得技術の向上訓練校（S・C・Cセンター）の設立をし、更に今年度は、技術者育成の場の養成訓練校をめざして、更に頑張る所存であります。よろしくお願い申し上げます。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

建産連と連携し、 更なる構造改善を

（社）埼玉県空調衛生設備協会
会長 今 泉 康 次

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

皆様におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、顧みますと昨年の中期頃まで息の長い成長を維持してきた平成景気も、経済の不安定要因から、建設市場も鈍化の兆をみてきました。異常と言えた民間の大規模分譲マンション建設も落ち込み、我々業界が担当する建築設備も受注の減少がみられてきました。受注産業という特異な業界構造からくる、脆弱な経営基盤を搖がす時代が訪れる事を重視し、会員一同初心に返り団結を強化し経営基盤の充実を図ってまいる所存でございます。

このように景気が減速の兆しがあるなかで、これから公共事業を施工する上で、若年技術者確保問題、工事発注の平準化問題、発注価格と実勢価格のカイ離問題等、引き続いて解決しなければならない問題を種々抱えており、各々の協会が内部的な自助努力を怠りなく続け解決を図ることは勿論ではございますが、建産連という大組織の事業活動を通じて、一つ一つ解決に向取り組んでまいりたいと存じます。

新年の干支は申年、12支の9番目に位置した申は、頭が良く・機転がきき・賢いと人々に愛されておりますが、調子づくと失敗することが多く笑いものになります。我々建築設備業界も申年に因んで何事にも初心を顧みて、中小企業が持つ小回り性、柔軟性、迅速性などの特性を生かした、手堅い事業運営に精通し社会により良い建築設備を提供して行く所存でございます。おわりに、皆様の益々のご健勝とご繁栄を心からご祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

新年のご挨拶

（社）日本塗装工業会埼玉県支部
支部長 榎 本 義 男

謹んで新年のお慶び申し上げます。

昨年はバブル経済がハジけその結果あらゆる業界に影響が出てきました。建設業界も例外ではありません。各調査機関の調査によっても急速な冷え込み始めが伝えられ、いざなぎ景気を越え好況を持続した内需主導型の経済政策にも大きな影響が出るとの憶測はもはや拭いきれないものとなるのでしょうか。しかし、日本塗装工業会会員の完工高の60%が塗替工事が占めるに至った現在リフォーム等の需要開発に努力する塗装業界の総合的な改修仕上技術への展開が実を結びつつあるのが新しい年への期待でもあります。21世紀を間近にして共通した対策でもあり、まず若年者の入職促進、総合的な人材の育成と確保、発注者に対する工事平準化の要望など建設省指向の構造改善推進を積極的に展開し会員各位が経営改善に取り組むことが大切ではなかろうか。昨年はゼネコンの工事受注が前年比より大幅にダウンしたという結果が我々専門工事業者にとっては容易でない年を迎えたことは確かであります。今年も会員各位の益々のご繁栄をご祈念申し上げ新年のご挨拶とします。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

「雇用、環境改善に努力を」

埼玉県建設大工事業協会

会長 渡辺 昭一

平成4年の新しい年を迎えるにあたり、謹んでお慶び申し上げます。

昨年は内外共に大変多忙な一年でございました。市街地では大型高層化建物、避暑地では、リゾート建物等により、あちこちで職人不足が生じ、今なお工事進行の遅れが続いている現状に持ち越された所が何箇所もあります。この現状をきびしく受止めてます、技能労働者獲得のための環境の改善に取組む一番良い時であり、全力を投じて努力する必要があると考えます。又今後の経済の成りゆき等を考え、万一現状より悪くなった場合は、各社各様が単価的なダンピングをしない様に指導し、無用のトラブルを避け、下請業者の経営の安定を図る様に考えて居ります。

年頭にあたり皆様の益々のご健勝を祈念し、今年もよろしくご指導とご協力をお願いして、新年のごあいさつといたします。

新春を迎えて

（社）埼玉建築士会

会長 小川 清

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、当建築士会の運営に深いご理解とご支援を賜り心から御礼申し上げます。本年もご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

さて、私共建築士会は、昨年創立40周年の記念すべき年を迎え、種々の事業を展開してまいりました。

申し上げるまでもございませんが、都市化の進展や、建築技術の進歩、生活文化の向上などにより、建築物に対する社会的要望はますます多様化してまいりました。個人住宅につきましても、目的、機能のみならず、そこに安らぎ、潤いのもてるようなものへと変わりつつあります。

したがいまして、こうした社会的要請、社会の声に的確に応えて行くことが建築士に課せられた大きな課題と受け止めております。

発足40周年を一つの節目として、昨年三日間にわたり記念大会を開催させていただきましたが、新しい建築文化構築のため、「ふるさと景観まちづくり」のパイオニアとして、その本質を見極めながら、真のよき「住まいづくり」「まちづくり」実現のため、さらに、研鑽に努め、建築士として社会の信頼に応えることを大会アピールとして採択したところです。

これらの推進には幾多の困難があるでしょうが、来るべき21世紀を目指し、大会アピールを常に心の支えとして、会員一同切磋琢磨して会の運営に努めてまいりたいと存じます。なにとぞ、本年も変わらぬご支援を賜りますようお願い致しますと共に、各団体各位の御多幸を祈念し年頭のごあいさつといたします。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

力を合わせ発展を期す

（社）埼玉建築設計監理協会

会長 高岡 敏夫

皆々様には、1992年の新春をご健勝にてお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は私共の会にとって会長を失うと言う大きな出来事がありました。故松江前会長は病で入院加療、術後3週間という急逝でした。ここに前会長に賜わりましたご厚情に深く感謝申し上げます。昨年11月に臨時総会を開催し、理事補選をし、会長及び副会長を選出し新たな出発をしました。会員一同心を一つにして会の目的にそって努力しようと誓ったのです。バブルの崩壊、住宅着工件数の落ち込み企業設備投資の減と、国内景気が一気に減速、どこまで落ちこむのか、どこから好転するのかまったく不明です。しかし、埼玉県は人口650万を擁し飛躍発展途上にある県であります。しっかり足を地に付け、切磋琢磨して協会と個々の事業の発展を図り、豊かな、すばらしい都市造りの一翼を担って行きたいと思います。設計事務所の基盤の確立と地位向上に努める為、会員相互の親睦を図り、情報交換をしたり、講演や見学に参加し技術の研鑽に励みたいと思います。

又、会員増強や法人化20周年での記念事業等積極的に事業を推進したいと考えています。関係諸官庁及び関係団体の皆様の倍旧のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。終りに皆様の益々のご健勝とご繁栄を心からご祈念申し上げます。

年頭のごあいさつ

（社）埼玉県測量設計業協会

会長 柿沼国治

平成4年の新春を迎えてお喜びを申し上げます。

國ならび地方公共団体の公共事業費の順調な伸び、また民間の設備投資活発化による発注の増加によって、測量発注高はかなり高い水準に達し、一昨年に引き続き繁忙を極め、特に実測分野は活況を呈し、作業消化が追いつかず、うれしい悲鳴をあげているところもあったと聞いています。しかし反面若年技術者をはじめとする労働力不足がきわめて深刻な問題となっており、加えて産業構造の改善、新技術の開発等多くの難問題を抱えており、そのため当協会いたしましては、企業の近代化、技術の向上、労働条件、環境の改善に、又当面の重点課題であります経営基盤の確立に最大の努力をいたす所存でございます。

当協会に果せられた課題を解決するには何としても協会員の結束と、発注機関の深いご理解を得ながら、平成4年がより豊かな年と成りますよう努力して参りたいと思います。

終りに関係団体の限りないご発展をご祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

新年のご挨拶

埼玉県環境安全施設協会

会長 深井 進

1992年の新春を迎え、謹んでご祝詞を申しあげます。

県土の均衡ある発展と産業の振興、県民生活の利便性を高めるためには、その基盤をなす道路交通網の整備充実が極めて重要であると考えます。

特に県民が、安全で快適な交通環境のもとで、豊かな生活を営み、また県内のあらゆる産業が活力をもって発展するためには、道路交通網の整備はもとより、それら交通網の機能を維持する交通安全施設等の整備充実が、必要不可欠であります。「くるま社会」あるいは「皆免許時代」といわれ、交通需要が著しく増大している社会環境においては、円滑な走行や危険防止を図るうえから、道路標識・道路標示・信号装置・道路照明灯・防護柵等の諸施設は、道路と一体的な機能が求められ、決して副次的な施設物に止まるものではないのであります。

また、多くの人達が利用する公園や学校等の公共施設内外の危険防止のために施される外構工作物の果たす役割りも、環境安全上軽視できない重要なものです。

近時における交通量の著しい増大や、事故多発の現状、あるいは外構需要の多様化をみるなかで、「安全は、誰もが望む願い」であります。当協会も、この重要性を再認識をし、各会員間の有機的な連絡協調体制の強化を図り、社会の変化に対応できる業界としての、確固たる基盤を確立すべく努力を致す所存でありますので、関係各位の一層のご指導ご協力をお願い申しあげます。

建築は、

まず防災のプランから

（財）埼玉県建築住宅安全協会

理事長 安藤 晃

謹んで新年のお慶びを申しあげます。

新しい年を迎え、皆様方のますますのご健勝とご発展を心からお祈り申し上げます。

昨年は、経済全般が堅調に推移する中で、建設業界においても好況が持続された反面、一方で恒常化する労働力不足等種々の課題を抱えた年であったかと存じます。

そうした中、労働省では“3C”すなわちクリーン（清潔）、クリエイティブ（創造）、コンフォタブル（快適）をキャッチ・フレーズに『総合的建設労働者確保育成対策』を平成4年度の重点政策の一つとして打ち出していますが、こうした対策が浸透し、問題解決の手立てとなつて業界発展に結び付くよう心からご期待申し上げます。

本会は、建築基準法の規定に基づく定期報告制度の推進を通じて、不正常な状態の建築物等の早期発見と改善指導を行い、もって、建築物に起因する災害の未然防止と利用者の安全確保を目的として業務を推進していますが、「建築は、まず防災のプランから」（建築物防災週間防災標語入選作）を念頭に置いて、この一年を努力していく所存であります。

どうか本年も昨年同様変わぬご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様にとって有意義な年となるよう、祈念致しまして年頭のご挨拶とさせて頂きます。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

年頭のご挨拶

埼玉県内装仕上工事業協同組合
理事長 石田信向

新しい年を迎え、心から新春のお慶びを申し上げます。昨年は、格別のご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。本年も役員並びに事務局一同心を新たに当組合の発展に、なお一層努力いたす心づもりですので宜しくお願ひ申し上げます。円高対策による金利の低下で、銀行が家庭の主婦達に「お金はいくらでも貸しますよ」と、持ちかけていた時期から昨今はバブルの崩壊に伴い減速傾向にあり、建設業界も例外ではなく、縮小に向かいつつあることは皆様ご承知の通りです。埼玉県が大宮市、与野市などにまたがる大宮操車場跡地に計画している大規模都市再開発事業「さいたま新都心」は、東京一極集中から首都圏の北の玄関として、中核都市づくりを目指したもので、一大ビジネス街が出来上る予定で誠に喜ばしい限りでありますが、我々埼玉内装組合がただ指を食わえているのではなく、何らかの形でそのイベント工事に参加出来る様に建産連を始め、関係諸官庁に働きかけていくことを本年の最大目標とし、次には北関東の内装組合をまとめる意味で、第1回の群馬県内装組合と埼玉内装組合の合同による価格を中心とする両県の研修会の開催、又埼内協と群内協とで栃木県の有力な内装業者に関連メーカー等の力を借りて栃木県内に内装組合の結成をしてもらう為の会合を持ちたいと思っております。県内はもとより北関東をまとめるべく群内協と手を取り合って、今年は新たなスタートの年にしたいと思います。どうか建産連を始めとする関連諸団体の心からのご指導とご理解をお願いいたしまして、新年の抱負とさせていただきます。

新年のご挨拶

埼玉県総合建設業協同組合
理事長 松江果

平成4年の輝しい新春を迎、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年は、イラク軍によるクウェート侵攻により世界を巻込んだ湾岸戦争で始まり、原油価格の不安から、世界経済への影響が懸念されました。国連軍の近代兵器と猛爆撃により、早期終結し、世界経済への影響も少なくすみ、不安を一掃することができました。

国内的には、バブル経済の崩壊、景気減速や、不動産の先行値下り傾向等から、各業種とも設備投資の減少が見受けられ、また住宅については売行き不振や、金利高から持家住宅着工の落込み等、企業、個人とも慎重な経済活動となり、建設業界は厳しい環境となりつつあります。

昨年11月発足した現宮沢内閣の経済政策への期待は大きく、日銀の短期市場金利低め誘導、銀行貸出金利の引下げ等景気減速防止に若干の明るい面もあります。

我が、協同組合にあっては、平成5年春の金融完全自由化からくる、融資事業への影響が懸念されますので、これらが対策について、調査研究を積極的に行い、組合転貸融資の改革を検討する年となります。

また、共同購買事業は、各業種間の競争が激化するなかで、組合員の利便の向上に努めます。福利厚生事業は従業員の定着化と、労働福祉条件の改善のため、内容の充実と加入組合員および被保険者の増加にあたります。

終わりに、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げて年頭の挨拶といたします。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

健保組合財政はいぜん不透明

埼玉県建設業健康保険組合

理事長 清水茂三

平成4年の新春を迎え、謹しんでお慶び申し上げます。

昨年中は、当健保組合の運営につきまして深い理解とご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、皆様すでにご承知のことと思いますが、わが国の人口の高齢化は、諸外国に例をみないスピードで進んでいます。欧米諸国の高齢化率（65歳以上人口の総人口にしめる割合）が7%から14%に至るまで50年から100年程かかっているのに対し、わが国はわずか25年しかかっていないのです。

もちろん高齢化社会の進展に伴うお年寄りの医療については、私たち国民全てが考えなければならない課題ですが、この高齢化の急速なスピードに合わせ、老人保健拠出金が急増し、その負担増で健保組合の財政が急激に悪化していくのも避けることのできない事実なのです。

幸いにして平成2年度は、被保険者の増加や平均標準報酬月額の上昇など好景気に支えられ、単年度の経常収支は黒字決算となりました。しかし、その要因は、あくまでも大型景気に支えられた一過性のものといえるでしょう。バブル崩壊後の景気の減速とも合わせ、3年度以降の組合財政の先行き不透明感は拭えません。

いづれにしましても、避けることのできない高齢化社会に対応し、医療保険制度の運営を少しでも安定させるよう、渾身の努力を続け、事業運営に取り組む所存でありますので、各位のご協力をお願いし、併せて皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶と致します。

新年の抱負

埼玉県地質調査業協会

会長 田貝 博

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

また、関係諸団体の皆様にはご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度は、バブル経済の崩壊により民間の発注が減少し、公共団体の発注が前年よりも若干伸長しても、厳しくなるような気のする一年でした。

本年度は、更に民間の設備投資の減による事業量の低下が一部で言われている、公共団体の事業量については、日米構造協議で示されたとおり、また埼玉県の新年度の予算の基本方針にも示されているが、若干の増加が見込まれ、全般的には昨年並の状況でないかと思われます。

昨年10月に当協会の創立10周年記念祝賀会を盛会のうちに終了したが、10年間の歩みを振り返り、新らたなる出発した初年度にあたるので、従前以上に全会員の英知と努力を結集して、安定した企業体質づくりに邁進する年としたいと思っております。

協会として、技術者懇談会、現場研修会を実施し、技術力の向上を図り、また毎年実施している広報活動を更に強力に展開するとともに、一昨年作成した「地質調査の手引」を基として、発注機関の技術職員を対象とした講習会等に参加させていただき、地質調査の重要性を認識してもらう運動も、従来にまして実施したいと思っております。

関係諸団体の皆様には、本年もよろしくご指導賜りますよう、お願い申し上げます。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

新年のごあいさつ

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

支部長 清水茂三

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

建設業における労働災害は、長期的には減少傾向を示しておりますことは誠に喜ばしいかぎりであります。

しかしながら、県内建設業における労働災害は横這い乃至は増加傾向にあり、誠に憂慮される事態となっております。

特に、昨年の死亡災害は、一昨年を大幅に上回り、11月には建設業死亡災害絶滅運動を展開するなど労働災害防止活動を積極的に推進してまいりました。

ご承知のとおり、建設業は基幹産業として社会資本の充実のため多大な貢献をしているところであります。一方取りまく情勢は極めて厳しい状況にあります。労働災害防止は企業の根幹にかかる重要課題であります。

今年こそは、更に労働災害防止活動を積極的に推進し、現場においては、作業手順の確保、順守、機械設備等の点検整備・適正使用、作業間の連絡調整の確保等を実行し、労働災害を絶滅下さるようご尽力をお願い申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ

埼玉県コンクリート製品協同組合

理事長 日下鉄二

1992年の新春を迎え、謹んでご祝詞を申しあげます。

旧年中は格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

公共事業並びに民間設備投資の拡大により持続して来た好景気も、昨年よりかけがりが見えて来ました。政府も公定歩合の引下げ等により景気の減速をおさえる様政治的な配慮をしていますが、これ以上景気の後退のない様希望してやみません。

当組合も皆様の御理解と御協力により、1昨年より共同受注事業を実施しておりますが、年々その成果も上昇しております。これもひとえに皆様方の御協力の賜と深く感謝致しています。本年度は“愛される組合”を合言葉に、品質の向上は勿論の事ながら納入等総てのサービス面に於て満足して頂ける様組合員一同最善の努力を致す所存でございますので、本年も一層の御協力をお願ひ致します。

最後に皆様の益々の御健勝と御繁栄を祈念いたしまして新年の御挨拶といたします。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

年頭のごあいさつ

埼玉県砂利協同組合連合会

会長 小林 勘市

新年お目出度うございます。

建産連幹部の皆様そして関係会員の皆様新しい年平成四年の今年こそ最良の年である事を願い期待されている事と思います。私達砂利業者は、戦後埼玉県の発展はもとより県民の幸福を願って、道路、住宅、住み良い埼玉そして経済豊かな埼玉を考えての産業戦士として努力をして参りました。戦後最大需要の800万立米も県内産で供給出来たのが、河川砂利は枯渇、利根川筋で生産する物以外は内陸砂利でまかなって参りましたが、それも今は土地所有者と行政との関係で思う様な生産が出来ないので、県内需要をみたすにはとても程遠いもので、需要者の皆様にごめいわくを掛けていると思います。戦後最高生産の三分の一にもならない状況なので皆様の不自由な事は承知致して居りますが、栃木県や群馬県からの供給により事業に事かかないと思いますが、地下資源として県内特に児玉郡地方に於ては相当量の骨材資源も調査の結果ありますので、新しい年をむかえて、生産基盤確保のため業界と県行政と土地所有者と理解出来る方法等十分検討して、良い年になる様努力をしたいと思います。

建産連皆様そして会員の皆様、今年こそ幸運な年であると同時に、伸び行く埼玉650万県民のすみ良い埼玉、道路をそして住宅を公園を下水道を総べてに使用される砂利を愛し、人を愛し、天を敬ひ喜びの年にする様努力をしますので、皆様方の理解と協力を心から御願いし、幸福を重ねて御祈りして新年のあいさつと致します。

新春に寄せて

埼玉県建設業厚生年金基金

理事長 斎藤 裕

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

年頭に当たり、平素より基金の事業運営に温かいご理解とご協力をいただいております皆様に心から感謝申し上げますとともに、基金業務に携わる者として、その責務の重大さに心を新たにいたしております。

第二次大戦後の我が国は、驚異的な経済発展を遂げて、国民の生活環境も高度化、多様化されるとともに、名実ともに世界一の長寿国となりました。それだけに高齢期の生活を保障する年金に寄せる期待と関心は一層強まりつつありますが、それにはそれなりの備えが必要あります。既に皆様もご存じのように昭和61年には公的年金制度の大改正が行われましたが、これは、高齢化のピークを迎える二十一世紀に備えての年金財政の基盤確立のための改革でありました。この公的年金の改革によって、基金制度は、公的年金の補完的な役割から公的年金とともに車の両輪としての役割を担うまでに地位の向上が図られました。平成時代の幕開けとともに基金創設以来の画期的な改正が行われましたが、このなかで特筆すべきは、長年の懸案でありました年金資産の運用方法の拡大によって平成2年度から基金の自主運用が認められるようになったことであります。当基金といたしましてもこの新運用時代の到来を十二分に認識いたし、加入員皆様の老後保障の大切な原資となるべき年金資産の運用効率を図るなど、基金制度の一層の充実、発展に努力を傾注いたしたいと考えております。

本年も引き続き皆様の変わらぬご支援、ご協力を切にお願い申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

新体制で新年を迎えて

（社）情報通信設備協会埼玉県支部

支部長 横田 充穂

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

皆様におかれましてはご健勝にて新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。旧年中は、当協会の運営につきまして皆様方の格別なご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

顧みますと、昨年は、いざなぎ景気はこえたというものの、バブル経済の崩壊があり、景気の減速がみられた年でもありました。

当協会はこのような状況のなかで、いま大きく変革しつつあり、魅力ある協会の確立に向けて着々と事業を推進しております。

その一つが定款の変更であります。昭和28年11月に（社）全国P BX設備協会として発足した当協会は、昭和37年12月に（社）全国電話設備協会となり、昨年11月に郵政省の認可により、（社）情報通信設備協会に改称されました。時代の流れ、事業品目の拡大を反映するものであります。次に、会員の福利厚生のための厚生年金基金が本年4月の設立に向け進められております。

しかしながら、最大の課題はNTTとの共存共栄であります。この本質はNTTという巨大会社が、中小企業である当会員と同じ情報通信設備の販売、工事を行うことになります。このことは、電力会社が電気設備の販売、工事を行うに等しいものであります。

我々の営業権益を守り、一層の拡大を図る為に協会はどうしたらいいか、広範かつ細部に亘る真剣な議論の行われることが重要であり、本年こそその年なのであります。

建産連団体の皆様におかれましても、当協会に倍旧のご支援を賜りますようお願い申しあげると共に皆様のご健勝、ご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

業界激動の年を迎えて

埼玉県設備設計協会

会長 金子 正喜

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

関係官公庁を始め、関連団体の皆様方のご指導ご鞭撻により、私ども埼玉県設備設計協会々員一同、平成四年の希望に満たされた新春を迎える事が出来ました。ここに、心より厚くお礼申し上げます。

新年にあたり、旧年を顧り見、今年を望みますと、旧年は、金融引き締めに起因し、建設業界は、景気の陰りを感じましたが、私ども設備設計業界は、この金融引き締め政策や設備のライフサイクル、社会ニーズに依る施設の質的改善に起因し、新築工事の設計こそ少なくなったものの、大規模改修・改造等前年迄の好景気時代より以上に「多忙」を極めた年であり、「人手不足」に悩まされた年で有りました。

又、関係者の皆様方の強いご支援により、中央において設備設計技術者団体として、社会的に認知され、設備3団体・建設設備5団体に名をつらね、中央の発言権を獲得する事が出来ました。

これも一重に関係者皆様方のお蔭と心より深く感謝申し上げます。

今年は、建設関係皆様方既に業界紙等でご案内の如く、「設備設計業界にとって、ソ連の大革命以上の激動の年」で有り、常に全国の設備設計業界のリーダー県協会として誇りと自信を持って活動して来た当協会も、関係皆様方の絶大なるご支援の基、会員一同、他県協会に遅れを取る事無き様一致協力・団結し、リーダー県の名を辱めぬ様努力致す決意であります。

何卒、関係官公庁を始め、関連団体の皆様方の旧に倍するご助力を心よりお願い申し上げます。

会員団体長年頭の抱負（ごあいさつ）

新年のごあいさつ

（社）埼玉県宅地建物取引業協会

会長 星野謹吾

明けましておめでとうございます。

皆様方、おそろいで輝かしい新年をお迎えし、新たな決意と企業目標に向ってスタートなされたことを心よりお慶びと、お祝を申し上げます。

さて、昨年は、土地高騰に続いて思いもよらぬ金融機関・証券不祥事などにより、バブル経済崩壊の後遺症が表面化し、これらの行政問題が土地政策にかかってきました。

土地税制・不動産融資総量規制・国土法監視区域強化などにより、地価沈静化が一段と鮮明になり、業界の経営環境も急速に悪化し深刻な状況となってまいりました。

成長経済から安定経済へ、そして今年は転換の年になり、減速経済に移行すると思われます。不動産業界の地価上昇依存経営から脱皮をし、大手中小企業を含め、営業戦略を立て直さなければならぬ試練の年になるだろうと推測されます。

私共、協会は、業界の権益を守り、健全な発展と需要者保護を図りながら社会的な認識と責任、使命をかけて土地・住宅の安定した供給促進を目標に「ふれあう心・協調を絆に」を理念として積極的に事業活動の展開に取り組んでまいりたいと存じますので、ご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

年頭あいさつ

埼玉県下水道施設維持管理協会

会長 沢田 広

明けましておめでとうございます。

バブルの崩壊や証券金融不祥事と金融の総量規制により、一定の地価の安定がありました。未だバラツキは否定できません。

しかし、これらの結果、法人税、証券取引収入印紙等の歳入欠陥は3兆円にも及びました。平成四年度は、景気の後退もあり、厳しい一年になろうとしています。

日米構造協議の推進はもとより、垂んだ生活、教育、みどりと水、住宅など充実度は高いものがあります。

今年は、埼玉も国政選挙が行われます。世界的視野に立って、日本の平和と世界に対する貢献に寄与できるようつとめなければなりません。

人不足、資金事情も大変な時です。相互の協力を密とし、県下の県民生活の向上のため共々に奮闘いたしたいと存じます。

皆様のご健勝と平和な一年として過せるよう心より期待して止みません。

初春に

平和あらたに

声高し

建設事業場モデル就業規則について

モデル就業規則検討委員会報に準拠

はじめに

近年、就業者の高齢化が進み、特に、技能労働者の不足が深刻化しつつあります。また、建設業は多くの職種による専門工事業からなり、有期の事業であるため労働管理の徹底が十分でない面もみられます。今後の発展のためには、安全衛生の水準を向上させ作業環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮、週休2日制の導入など社会の趨勢に応じた労働条件の向上を図ることが急務となっています。就業規則は労働時間や賃金をはじめ、人事・服務規律など従業員の労働条件や待遇の基準を定めるものですが、建設業においては、その置かれている現状やこれからの人材確保という重要な課題から労働条件の改善を進め、魅力ある職場づくりを推進することが不可欠であり、このような観点から就業規則を整備する必要性がますます高まっています。

そこで、標題に掲げたモデル就業規則を参考に供するわけですが、もともとこのモデル就業規則は(社)全国労働基準関係団体連合会が労働省の委託を受けて、建設事業場において必要と思われる条項をまとめ作成されたものです。これはあくまでもモデルでありますので、このままでは労働時間、休日、休暇や賃金、退職金などの面で実態にそぐわないことが生じますので、あくまでも参考にして各社の実情にあった内容に変えていただくことが必要です。なお、条項ごとに解説(注)を付してありますので参考にされるとよいと思います。

(W)

就業規則(モデル)

第1章 総 則

第1条(目的等) 1. この規則は、建設事業場における従業員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2. この規則において「従業員」とは、建設工事に係る作業に従事する者をいう。
3. この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

>注< 就業規則は、すべての労働者について必ずしも同一のものでなければならないということはない。同一事業場内でも一部の労働者(例えば季節労働者)について、別の規定を設けることができます。

第2条(規則の遵守) 会社及び従業員は、ともにこの規則を守り、相協力して業務の遂行に当らなければならぬ。

>注< 就業規則は、個々の従業員との契約より強い効力をもっていますから、かりに就業規則の定める基準を下まわる労働条件を契約しても、就業規則の効力が優先し、就業規則どおりに扱わなければならぬことになります。

従って就業規則を作る場合、常時10人以上の従業員を使用する事業場は、就業規則を作るとき又は

改正するときは、従業員代表者の意見を聴き、その意見を記載した書面を添えて、労働基準監督署へ就業規則を届け出ることが使用者に義務づけられています。

第2章 雇入れ

第3条（選考） 会社は、従業員となることを希望する者の中から選考のうえ、適格と認めた者を雇入れる。

第4条（届出） 1. 従業員は、雇い入れられたときは、速かに次の事項を届け出なければならない。これらの事項について変更があったときも、同様とする。

(1) 住所、居所、氏名、生年月日、性別及び職種 (2) 家族関係 (3) 履歴（日日雇入れられる従業員は除く） (4) その他必要な事項

2. 満18歳未満の者は、住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

第5条（労働条件の明示） 会社は、従業員の雇入れに際しては、労働契約書または雇入れ通知書を交付するとともに、この規則を示して労働条件を明示するものとする。

＞注＜ 従業員の雇入れ、すなわち労働契約の締結に当たっては、契約書を作成することは必ずしも必要ありませんが、契約の中身である賃金、労働時間その他の労働条件をはっきり知っておいて貰うことが必要です。これら労働条件を明示することは労働基準法でも義務づけられています。

第3章 服務

第6条（服務） 従業員は、業務の正常な運営を図るため、会社の指示命令を守り、誠実に職責を遂行するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

第7条（順守事項） 従業員は、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

(1) 会社の名誉または信用を傷つける行為をしないこと。 (2) 業務上の機密を他に漏らさないこ
と。 (3) 勤務時間中は、みだりに職場を離れないこと。 (4) 酒気をおびて勤務しないこと。 (5)
事業関係の建設物、施設、材料または機械器具その他物品は大切に取扱うとともに許可なく職務以外
の目的で使用しないこと。 (6) 許可なく、事業場の物品又は機械器具を持ち出さないこと。 (7)
事業場及びその付属施設内において、許可なく集会、演説、掲示、文書の配布等を行わないこと。
(8) 業務上不当に金品その他利益を受けたり、また他に与えないこと。 (9) 許可なく他人に雇われ
ないこと。 (10) その他前各号に準ずる行為をしないこと。

第8条（書類の提出） 従業員は、服務に必要な事項の届出や書類の提出を命じられたときは、速
やかに提出しなければならない。

第9条（入場制限等） 1. 次のいずれかに該当する者は、事業場に入ることを禁じ、または事業
場から退去させることができる。 (1) この規則及び法令によって出勤を停止された者 (2) 酒気を
帯びた者 (3) 事業場の秩序および風紀をみだし、またはそのおそれのある者 (4) 危険物を所持す
る者。

2. 会社は、必要がある場合には、入退場の際に所持品の検査をすることがある。従業員は、これを

拒んではならない。

第10条（出退勤） 従業員は出勤したとき、または退勤するときは、所定の方法によりその確認を受けなければならない。

第11条（遅刻・早退・欠勤等） 1. 従業員が遅刻し、早退し、もしくは欠勤するとき、または勤務中に私用で外出するときは、あらかじめ届け出て許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に許可を受けることができなかったときは、事後速やかに届け出て承認を受けるものとする。

2. 傷病のため欠勤が引き続き〇日以上におよぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

＞注＜ 一般に健康保険の傷病手当金給付の待機期間が3日であることから、医師の診断書提出は「4日以上」とするのがよろしいでしょう。

第4章 労働時間、休憩および休日

第12条（労働時間） 1. 所定労働時間は、平成 年 月の第1週日曜日を起算日とする4週単位の変形労働時間制を採用し、週の労働時間は4週を平均して44時間（46時間）とする。

2. 1日の所定労働時間は8時間とし、始業および終業の時刻ならびに休憩時間は次のとおりとする。

① 一般勤務

(　　) 曜日～(　　) 曜日

始業	時	分	休憩時間		
			時	分から	分間
終業	時	分	時	分から	分間
			時	分から	分間

② 交替勤務（就業の時間帯によって区分することが必要）

1 番			休憩時間		
始業	時	分	時	分から	分間
			時	分から	分間
終業	時	分	時	分から	分間
			時	分から	分間

- ＞注＜ a 週の法定労働時間は、平成3年4月1日から44時間に改正されました。ただし、建設業においては規模300人以下の事業場については、平成5年3月31日までの間は、週44時間制が猶予され、法定労働時間は46時間とされています。なお、1日の法定労働時間は8時間で、従来と変わりはありません。
b 猶予される規模300人以下の事業場については、平成5年3月31日までにできるだけ早く所定労働時間を週44時間以下にするように計画的に対応する必要があります。
c 労働時間は4週間単位できめる方法と1カ月単位できめる方法とあります。労働時間が短縮されたとき分かりやすいのは4週間単位でできる方法です。モデル規則では、

この方法をとりました。

d 労働時間を短縮するためには、1日当たりの所定労働時間を短縮する方法もありますが、週休2日制の導入・拡大などにより休日を増加させることができ、より望ましいことです。

週所定労働時間を44時間あるいは46時間とするために休日増により対応する方法は、次のようなものがあります。

(例1) 隔週週休2日制(週44時間制に対応)

48時間							40時間							48時間							40時間						
8	8	8	8	8	8	8	休	8	8	8	8	8	休	8	8	8	8	8	休	8	8	8	8	8	休	8	8
時	間	間	間	間	間	間	日	時	間	間	間	間	日	時	間	間	間	間	日	時	間	間	間	間	日	時	間
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
日	日	日	日	日	日	休	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
目	目	目	目	目	目	日	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目
(第1週)							(第2週)							(第3週)							(第4週)						
$\frac{48\text{時間} + 40\text{時間}}{2} = 44\text{時間}$							$\frac{48\text{時間} + 40\text{時間}}{2} = 44\text{時間}$							$\frac{48\text{時間} + 40\text{時間}}{2} = 44\text{時間}$							$\frac{48\text{時間} + 40\text{時間}}{2} = 44\text{時間}$						

(例2) 4週1回週休2日制(週46時間制に対応)

48時間							48時間							48時間							40時間						
8	8	8	8	8	8	8	休	8	8	8	8	8	休	8	8	8	8	8	休	8	8	8	8	8	休	8	8
時	間	間	間	間	間	間	日	時	間	間	間	間	日	時	間	間	間	間	日	時	間	間	間	間	日	時	間
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
日	日	日	日	日	日	休	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
目	目	目	目	目	目	日	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目
(第1週)							(第2週)							(第3週)							(第4週)						
$\frac{48\text{時間} \times 3 + 40\text{時間}}{4} = 46\text{時間}$																											

3. 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により、始業・終業の時刻および休憩時間を繰り上げ、または繰り下げることがある。この場合において、業務の都合によるときは、事業場の長が遅くとも前日までに予告する。

4. 交替勤務における就業番は原則として○日毎に○番を○番に、○番を○番に、○番を○番に転換する。

5. 一般勤務から交替勤務へ、交替勤務から一般勤務への勤務の変更は、原則として休日または非番明けに行うものとし、事業場の長が各人に通知する。

第13条（休憩の特例） 一せいに休憩を与えることが業務上困難なときは、労働基準監督署長の許可を受けて、作業班その他に区分して休憩時間を与えることがある。

第14条（休憩の自由利用） 休憩時間は、自由に利用することができる。

＞注＜ いわゆる「手待ち時間」は、拘束された状態であるので休憩時間ではありません。

第15条（休日） 休日は、次のとおりとする。(1) 日曜日 (2) 4週に2回(1回)の割合で指定する土曜日 (3) 年末年始(12月○日から1月○日まで) (4) その他会社が休日と定める日

＞注＜ 休日については、必ず就業規則に定めておかなければなりません。休日は「毎週少なくとも1日」とされています(法定休日)。これを「4週間を通じて4日以上」与えるよう変形することもできますが、この場合には、いつを休日にするかを事前に従業員に示さなければなりません。労働時間短縮の趣旨から、国民の祝日等を休日にするなど休日を増やすことが望まれます。

第16条（休日の振替） 1. 前条の休日は業務の都合その他降雪、降雨等やむを得ない事情により、臨時に他の日に振り替えることがある。ただし、休日は4週間を通じて4日を下まわらないものとする。

2. 前項の振替は、予告して行う。

＞注＜ あらかじめ日曜日の休日をほかの日に振り替えた場合には、日曜日に出勤しても休日出勤とはなりません。

第17条（時間外・休日労働等） 1. 業務の都合により、第12条の所定労働時間を超え、または第15条の所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働または法定の休日における労働については、あらかじめ会社は労働者の過半数を代表する者と表面による協定をし、これを労働基準監督署長に届け出るものとする。

2. 女子(指揮命令者の地位にある者を除く。)を法定の労働時間を超えて労働させる場合においては、1週間にについて6時間、1年について150時間を超えることはない。また、法定の休日に労働させることはない。

3. 満18歳未満の者については、第1項による時間外および休日に労働させることはない。

4. 女子(指揮命令者の地位にある者を除く。)および満18歳未満の者については、午後10時から午前5時までの深夜に労働させることはない。ただし、交替制を用いる場合は、満16歳以上の男子についてはこの限りでない。

＞注＜ a 法定労働時間を超え、または法定休日に労働させる場合には、本条第1項のような手続(いわゆる「三六協定」)が必要となりますし、本条第2項以下の制限があることに注意してください。

b 「三六協定」を締結するに当たっては、次の点に留意してください。

① 協定すべき内容については様式が定められていますので、それによってください。

② 三六協定を結ぶに当たっての労働者代表とは、「その事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合」、そのような労働組合が存在しない場合には、「労働者の過半数を代表する者」です。

「労働者の過半数を代表する者」は、労働者が自主的に選出したものであることが必要です。

④ この場合の労働者の範囲は、

- ① 工事現場が独立した事業場に該当するときは、当該事業場に属する全労働者
 - ② 工事現場が出張作業等によるもので独立した事業場に該当しないときは、店舗を含めた全体の労働者
- ということになります。
- c 妊娠中の女子および産後1年を経過しない女子が請求した場合には、法定の労働時間を超える労働または法定の休日における労働をさせることはできません。
- d 女子従業員のうち「業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者」の場合は、男子と同様に扱われ、時間外および休日労働について女子固有の制限はありません。

第18条（所定外勤務の予告） 所定労働時間を延長して労働させ、または休日に労働させる場合は、あらかじめ、その始業及び終業の時刻並びに休憩時間を定めて従業員に通知する。

第19条（緊急時の所定外労働） 災害その他避けることができない事由により臨時の必要を生じたときは、労働基準監督署長の許可を受け（許可が間に合わないときは事後届出）第12条及び第15条の規定にかかわらずその所定労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。

第20条（適用の除外） 監視または断続的労働に従事するもので、労働基準監督署長の許可を受けたものについては、本章で定める労働時間、休憩および休日に関する規定は適用せず、始業・終業の時刻は別表第1のとおりとする。

>注< 建設事業場においては、現場に従業員の給食施設が設けられる例が多いので、この炊事従業員の労働時間について特例をおくことがあります。

別表第1

第20条による労働時間は、次のとおりとする。

職名	始業時間	終業時間

第5章 休暇等

第21条（年次有給休暇） 1. 1年間継続勤務し、所定労働日数の8割以上出勤した従業員に対して、次に掲げる表のとおり勤続年数に応じて年次有給休暇を与える。

		勤続した年数に応ずる休暇日数												
勤続年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上
有給休暇日数	平成6年3月31日まで	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
	平成6年4月1日以降	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	20日	20日

2. 前項の規定にかかわらず、週所定労働日数が4日以下または年間所定労働日数が216日以下の者（週所定労働時間が35時間以上の者を除く。）については、次に掲げる表のとおりの日数の年次休暇を与える。

	所定労働日		勤続した年数に応ずる休暇日数												
	週で定める場合	週以外の期間で定める場合	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上
平成3年 4月1日 ～ 6年3月 31日	週4日	年間169～216日	5日	6日	6日	7日	8日	8日	9日	10日	10月	11日	12日	12日	13日
	週3日	年間121～168日	4日	4日	5日	5日	6日	6日	7日	7日	8日	8日	9日	9日	10日
	週2日	年間73～120日	2日	3日	3日	3日	4日	4日	4日	5日	5日	5日	6日	6日	6日
	週1日	年間48～72日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
平成6年 4月1日 以降	週4日	年間169～216日	6日	7日	8日	8日	9日	10日	10日	11日	12日	12日	13日		
	週3日	年間121～168日	5日	5日	6日	6日	7日	7日	8日	8日	9日	9日	10日		
	週2日	年間73～120日	3日	3日	4日	4日	4日	5日	5日	5日	6日	6日	6日		
	週1日	年間48～72日	1日	1日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	3日	3日	3日		

3. 従業員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、あらかじめ期日を指定して届け出るものとする。ただし、会社は、事業の正常な運営に支障があるときは、従業員の指定した期日を変更することがある。

4. 第1項および第2項の出勤率の算定には、年次有給休暇、産前産後の休業および業務上の傷病による休業は、出勤したものとして取り扱う。

5. 第3項の規定にかかわらず、労働者の過半数を代表する者との書面協定により各従業員の有する年次有給休暇のうち5日を超える日数についてあらかじめ期日を指定して与えることがある。

- >注<
- a 年次有給休暇は、1年間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日を与えなければなりません。ただし、規模300人以下の事業場においては、平成6年3月31日までは、この最低付与日数を8日とすることが認められております。
 - b 年次有給休暇の日数は、勤続年数1年毎に1日を加算しなければなりません。ただし、総日数が20日を超える場合には、20日を限度としてさしつかえありません。
なお、このモデル規則は、規模300人以下の事業場の例です。
 - c 年次有給休暇の基準日を個々の従業員の採用日に関係なく統一的に定めることもできます。この場合には、継続勤務1年未満の従業員の出勤率の算定に当たり、1年に満たない残余の期間を出勤したものとして取り扱うことが必要です。
 - d 出勤率が8割以上かどうか計算する場合、業務上の傷病により休業した期間、産前産後の休業期間は出勤の扱いにしなければなりません。
また、年次有給休暇を取得した期間も出勤したものとして取り扱う必要があります。
 - e 出勤率が8割に達しなかったときの翌年は、年次有給休暇を与えなくても法律には違反しません。なお、この場合、年次有給休暇を与えなかった年の出勤率が8割以上となったときは、次の年に本表に定める勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える必要があります。
 - f 所定労働日数が週4日以下の労働者などに対しても、通常の労働者の所定労働日数に比例した日数の年次有給休暇を与えなければなりません。なお、このモデル規則は、規模300人以下の事業場の例です。

- g 前年末使用の休暇日数は翌年に繰り越されることとなりますので、この日数を含めて出勤簿などに整理記載しておくことが望ましいでしょう。
- h 年次有給休暇の時期については、従業員側に期日指定権があります。期日指定された日に休暇を与えると、会社として必要な工夫をしてもなお事業の正常な運営が妨げられる場合には、会社に休暇時期の変更権が認められています。

第22条（産前産後の休業） 1. 6週間以内に出産する予定の女子従業員は、その請求によって休業することができる。

2. 産後8週間を経過しない女子従業員は就業させない。ただし、産後6週間を経過した女子従業員から請求があった場合には、医師が支障ないと認めた業務に就かせることがある。

›注< 本条は「男女雇用機会均等法」による労働基準法の改正により設けたものです。

第23条（育児時間等） 1. 生後1年未満の生児を育てる女子従業員から請求があったときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2. 生理日の就業が著しく困難な女子従業員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

›注< 本条は「男女雇用機会均等法」で便宜供与の努力義務として設けたものであります。また、「育児休業法」（平成4年4月1日施行）に係るものですが、本法は常時30人以下を雇用する事業場については3年間適用が猶予されます。

第6章 賃 金

第24条（賃金） 1. 賃金は、基本給及び手当とする。

2. 基本給は、定額賃金または出来高賃金とする。

3. 定額賃金は、月給または日給とし、その額は別表第2のとおりとする。

4. 出来高賃金は、個人の出来高に応じて算定する出来高賃金及び団体ごとの出来高に応じて各人の額を算定する出来高賃金とする。

5. 手当は、○○手当及び○○手当とする。

別表2

第24条による日給は、次のとおりとする。月給はこれに準ずる。

別表2

職種	標準賃金	職種	標準賃金	職種	標準賃金
	円		円		円
備考	技能、経験及び能力により標準以上の者に対しては○○%の範囲で増額し、標準以下の者に対しては○○%の範囲で減額する。				

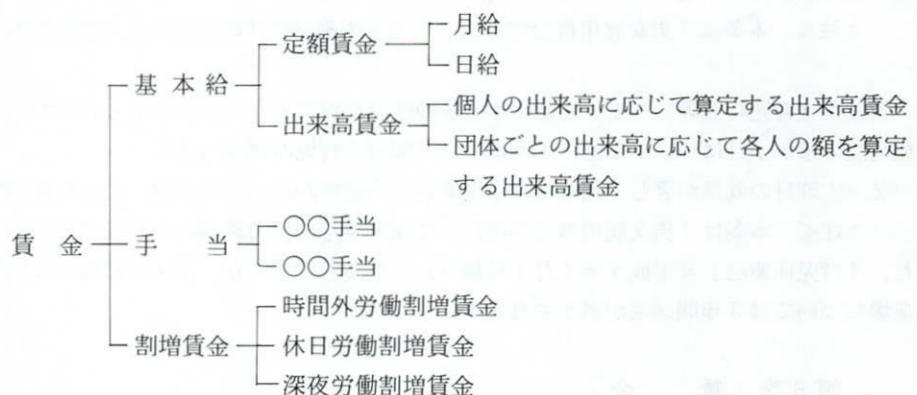
›注< a 賃金は、労働時間とともに労働条件の基本的な事項です。労働基準法は、賃金の決

定、計算および支払の方法、賃金の締切、支払の時期ならびに昇給に関するについて就業規則に必ず記載しなければならないとしています。

- b 賃金の決定方法や諸手当の種類などの賃金制度や賃金額の決定は事業主がきめることですから、会社の実態にあった最も適切な制度とすることが大切です。
- c 賃金はなるべく簡単に、分かりやすいものとすることが必要です。その意味で、次のように規定することもあります。

(賃金の構成)

第〇条 賃金は、次の構成とする。



- d 定額賃金には、月給、日給月給、日給、時間給などの種類があります。従業員の労働の実態に応じてきめるとよいでしょう。
- e 出来高賃金を採用する場合においても、保障給の支払等を想定し、あらかじめ定額賃金を定めておくことが必要です。
- f 諸手当としては、一般に、通勤手当、家族手当、役付手当その他職務に関連した特別手当を設ける例があります。

諸手当の規定例としては、次のようなものがあります。

(例1) (家族手当)

- 第〇条 家族手当は、次の扶養家族を有する従業員に対し、次の額を支給する。
- | | |
|----------------------------|------|
| ① 配偶者 | 月額○円 |
| ② 満18歳未満の子 1人から 3人まで 1人につき | 月額○円 |
| ③ 満60歳以上の父母 1人につき | 月額○円 |

(例2) (通勤手当)

第〇条 通勤手当は、通勤に要する実費を支給する。

第25条 (時間割賃金) 1. 日給の時間割賃金は、次の算式により計算する。

$$\text{時間割賃金} = \text{日給額} \div 1 \text{日の所定労働時間}$$

2. 月給の時間割賃金は、次の算式により計算する。

$$\text{時間割賃金} = \text{月給額} \div \text{年平均 1カ月の所定労働時間数}$$

3. 出来高賃金の時間割賃金は、次の算式により計算する。

$$\text{時間割賃金} = \text{出来高賃金} \div \text{当該出来高に係る総労働時間数}$$

- >注< a 出来高賃金は、実際に行われた労働に対する賃金が出来高賃金として支払われるわけですから、1時間当たりの計算方法も日給、月給の場合と異なり、賃金算定期間において出来高払によって支払われた賃金の総額とそれを得るために費やした総労働時間数によって算定します。
- b 総労働時間数は、いわゆる実労働時間数の総数です。したがって、時間外または休日労働時間数も含まれます。

第26条（出来高賃金の算定） 1. 出来高賃金は、次の算式により算定する。

- ① 個人の出来高に応じて算定する出来高賃金

$$\text{出来高賃金} = \text{単価} \times \text{出来高}$$

- ② 団体ごとの出来高に応じて各人の額を算定する出来高賃金

$$\text{団体出来高総額} = \text{単価} \times \text{出来高}$$

$$\text{出来高賃金} = \frac{\text{団体出来高総額} \times \frac{\text{本人の定額賃金の時間割賃金} \times \text{本人の総労働時間}}{\text{(各人の定額賃金の時間割賃金} \times \text{各人の総労働時間}) \text{の総和}}}{\text{の総和}}$$

2. 前項の算式において、出来高および労働時間は、日々出来高を算定できるものはその日ごと、日々算定が困難なものはその計算期間について、計算する。

3. 第1項の単価は、そのつど定めるものとする。

第27条（保障給） 出来高賃金による場合、出来高賃金の時間割賃金が定額賃金の時間割賃金の100分の60に達しないときは、次の算式により保障給を支給する。

$$\text{保障給} = \text{定額賃金の時間割賃金} \times \frac{60}{100} \times \text{当該出来高に係る総労働時間}$$

- >注< a 出来高払の従業員の賃金は、従業員が就業した場合、仮にその出来高が少ないときでも、労働した時間に応じて一定額の保障をすることになっています。

- b 労働時間に応じた一定額ですから、1時間につきいくらと定める時間割賃金が原則です。本条では定額賃金の時間割賃金 $\times \frac{60}{100}$ としています。

第28条（割増賃金） 1. 定額賃金の割増賃金は、次の算式により支給する。

- ① 時間外労働割増賃金 (所定労働時間を超えて労働させた場合)

$$\text{時間割賃金} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

- ② 休日労働割増賃金 (所定の休日に労働させた場合)

$$\text{時間割賃金} \times 1.25 \times \text{休日労働時間数}$$

- ③ 深夜労働の割増 (午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\text{時間割賃金} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- ④ 時間外労働または休日労働が深夜におよんだ場合の割増賃金

$$\text{時間割賃金} \times 1.5 \times \text{深夜における時間外または休日労働時間数}$$

2. 出来高賃金の割増は、次の算式により支給する。

$$\frac{\text{出来高賃金}}{\text{当該出来高に係る総労働時間}} \times 0.25 \times \begin{cases} \text{時間外労働時間数} \\ \text{休日労働時間数} \\ \text{深夜労働時間数} \end{cases}$$
$$\times 0.5 \times \begin{cases} \text{深夜の時間外または} \\ \text{深夜の休日労働時間数} \end{cases}$$

>注< a 法定労働時間を超え、もしくは法定の休日に労働させ、または深夜（午後10時から午前5時）に労働させた場合には、少なくとも25%増しの割増賃金を支払わなければなりません。

b このモデル規則では会社の定める所定労働時間を超え、あるいは所定休日に労働した場合には割増賃金を支払うこととしていますが、会社の定める所定労働時間が、法定労働時間より短い場合または法定の休日以上の休日を定めている場合は、法定労働時間を超え、あるいは法定休日に労働した場合にのみ割増賃金を支払えばよいことになります。

c 割増賃金の計算の基礎となる1時間当たりの賃金は、家族手当、通勤手当等を除いた諸手当を含めた所定労働時間に対応する賃金の総額を1カ月の平均所定労働時間で除して算出します。

したがって、第24条で家族手当、通勤手当等以外の手当を支給することとした場合には、本条の時間割賃金は、定額賃金または出来高賃金にこれらの手当を加えて計算する必要があります（労働基準法施行規則第21条参照）。

第29条（休業手当） 1. 使用者（会社）の責となる事由により休業させた場合、その休業が所定労働時間の全部であるときは、平均賃金の100分の60の休業手当を支給する。

2. 前項の休業が所定労働時間の一部であるときは、賃金額が平均賃金の100分の60に満たない場合に限り、これとの差額を休業手当として支給する。

第30条（休暇等の賃金） 1. 年次有給休暇を取得した期間については、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2. 育児時間は、○給とする。
3. 生理日の休暇は、○給とする。
4. 産前産後の休業は、○給とする。

>注< 2. 3. 4項について賃金を支払う（有給）か無給とするかは、各会社で独自に決ることで、法的に定めはありません。

第31条（欠勤等の扱い） 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、定額賃金の時間割賃金に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

>注< 減額する賃金額は、第25条に定める定額賃金の時間割増金によることとなります。

第32条（賃金の支払） 1. 賃金は毎月○日をもって締め切り、○月の○日に通貨で直接全額を従業員に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

2. 計算期間の中途中で採用されまたは退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

3. 日払いの場合は、その作業終了後に支払う。

>注< 賃金は、通貨で直接労働者に支払うことが原則ですが、従業員が同意した場合は、その指名する金融機関の本人口座に振り込むことにより賃金を支払うことができます。

その場合、別に条項を設ける例示。

第〇条（金融機関への口座振込） 1. 労働者の過半数を代表する者との協定により、従業員が希望した場合はその指定する金融機関の口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

2. 振込は、所定賃金支払日の午前10時までに払い出しができるように措置するものとする。

第33条（出来高賃金の特例） 出来高賃金の場合、前条の締切日までに未完成の作業については、その作業実績に応じた額を支払う。

第34条（控除） 賃金を支払うとき、次の各号のものを控除する。

①源泉所得税 ②住民税 ③健康保険料及び厚生年金保険料 ④雇用保険料 ⑤労働者の過半数を代表する者との書面協定により賃金から控除することとしたもの（食堂の食費、宿舎使用料、寮費等）。

第35条（非常時払） 次の場合、従業員から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

①従業員又はその収入によって生計を維持する者の婚礼または葬祭の費用に充てる場合。 ②同じく生計を維持する者の出産、疾病または災害の費用に充てる場合。 ③同じく生計を維持する者が、やむを得ない事由により一週間以上にわたって帰郷する場合。

第36条（昇給） 常用の従業員で、次に該当する者については、隨時、選考のうえ昇給を行う。

①勤務成績の優秀な者 ②技能が著しく進歩した者 ③その他特に必要を認めたとき。

第37条（賞与） 賞与は、会社の業績等を勘案して支給することがある。

>注< 賞与の支給は、労働基準法その他の法律によって義務づけられているものではありませんが、多くの事業場で支給されるのが通例となっています。

賞与の規定を別に定めた条文例

第〇条 1. 賞与は、原則として毎年○月○日及び○月○日に在籍する常用の従業員に対し、会社の業績等を勘案して○月及び○月に支給する。ただし、会社業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給しないことがある。

2. 前項の賞与の額は、常用の従業員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

第7章 退職及び解雇

第38条（退職） 従業員が、次のいずれかに該当する場合は退職とする。

① 本人の都合により退職を申し出て会社の承認があったとき、または、退職を申し出た日の翌日から起算して14日を経過したとき。

- ② 期間を定めて雇い入れた従業員の契約期間が満了し、契約更新をしないとき。
- ③ 従業員が死亡したとき。

第39条（解雇） 1. 従業員が、次のいずれかに該当する場合は、解雇するものとする。

- ①精神もしくは身体の障害、疾病等により作業に耐えられないと認められるとき。
- ②技能及び能率が著しく劣り、作業に適しないと認められるとき。
- ③勤務成績が著しく不良で就業に適しないと認められるとき。

④その他各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

2. 工事の完了、中止、変更その他やむを得ない事由により、従事させる作業がなくなったときは、解雇することがある。

>注< 次のような場合には、解雇することが禁止されていますので、注意してください。

- ①従業員の国籍、信条、社会的身分を理由として解雇すること。
- ②女子従業員が結婚、妊娠、出産し、または産前産後の休業したことを理由として解雇すること。
- ③労働組合に入りし、または加入しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことの理由として解雇すること。

第40条（解雇予告） 1. 前条によって解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、または平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給して即時解雇する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ①従業員の責となる事由により、労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合。
- ②天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となって、労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合

2. 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

第41条（解雇予告の除外） 前条の規定は、次に掲げる者を解雇する場合には適用しない。

- ①日雇い入れられる従業員（雇い入れられて1ヶ月を超える者を除く）。
- ②2ヶ月以内の期間を定めて使用する従業員（所定期間を超えて引き続いて雇用された者を除く）。
- ③試みの使用期間中の従業員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く）。

第42条（解雇制限） 第39条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は解雇しない。

- ①従業員が、業務上の負傷又は疾病によって療養のため休業する期間及びその後30日間
- ②産前6週間以内または産後8週間以内の女子が休養する期間及びその後30日間

第43条（金品の返還） 従業員が退職もしくは死亡した場合、または解雇された場合、その権利に属する金品について、従業員（死亡した場合は請求権のある者）から請求があれば、その請求の日から7日以内に返還する。

>注< 建設現場従業員、特に出稼労働者は、帰郷前に賃金の支払を終えることが望ましいものです。

第8章 安全衛生および労災補償

第44条（順守義務） 1. 会社は、安全衛生に関する法令を遵守し、従業員の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

2. 従業員は、安全衛生に関する法令及び会社の指示を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

第45条（順守事項） 従業員は、安全衛生に関する次の事項を順守しなければならない。

- ①統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、安全衛生推進者、作業主任者及び作業指揮者の指示、命令に従うこと。
- ②常に事業場の整理整頓に努めること。
- ③作業に関し保護具を使用し、または防具を装着しなければならないときは、必ず使用し、装置すること。
- ④建設機械、クレーン、ゴンドラ等の機械設備、測定用機器、工具等は就業前に点検し、異状を認めたときは、速やかに第1号の安全衛生責任者等に報告し、指示を受けること。
- ⑤許可なく安全装置および危害防止設備を取り除いたり、効力を失わせるようなことをしないこと。
- ⑥動力による機械の運転・操作並びに掃除、注油、検査、修繕またはベルトの取り替え等は、あらかじめ指名した者でなければ行わないこと。
- ⑦作業は、定められた作業の方法、手順に従って行うこと。
- ⑧立入禁止区域に立ち入らないこと。
- ⑨信号によって操作しなければならない業務については、信号に従うこと。
- ⑩定められた合図を守ること。
- ⑪喫煙、採暖、炊火、乾燥等は所定の場所で行い、火気の使用を禁じられた場所では、火気を使用しないこと。
- ⑫適当な投下設備を設けているが、看視人のいるときでなければ、3m以上高所から物体を投下しないこと。
- ⑬爆発性、引火性等の危険物を取扱うときは、作業指揮者の指示に従うこと。

第46条（災害時の緊急措置） 1. 従業員は、災害の発生する危険があることを知ったとき、または異状を認めたときは、直ちに臨機の処置をとるとともに、そのことを係員に報告しなければならない。

2. 災害の発生した場合は、会社及び従業員は互いに協力してその被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

第47条（健康診断） 1. 従業員に対しては、雇い入れの際及び毎年定期に、健康診断を行う。

2. 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する従業員に対しては、特別の項目について健康診断を行う。

3. 前2項の健康診断の結果必要と認めるときは、一定期間の就業を禁止、就業時間の短縮、配置転換その他健康保持上必良な措置を命ずることがある。

第48条（安全衛生教育） 従業員に対し、雇い入れの際及び配置替え等により作業内容を変更した際に、その従事する業務に必要な安全衛生教育を行う。

第49条（災害補償） 1. 従業員が業務上の事由もしくは通勤により負傷し、疾病にかかり、また死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法に定めるところによる。この場合において、会社は必要な手続きについて助力を行う。

2. 従業員が業務上負傷し、または疾病にかかり休業する場合の3日間については、会社は平均賃金の60%の休業補償を行う。
以上

追記

モデル就業規則は、以上の条項のほかに「退職金共済事項」「表彰及び制裁事項」を掲げていますが、これらは多くの企業が社員就業規則において規定されているものを準用されれば足りるものとみて割愛しました。

なお、一般に普及を図るため解説書が有償（価額600円）で頒布されますので、希望者は下記へ照会下さい。

（社）全国建設業協会（東京都中央区八丁堀2-5-1） 電話 03-3551-9396（代）

<p>定期刊行物</p> <p>月刊 建設物価</p> <p>●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料 資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界・民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。</p> <p>■B5判／約840頁 定価3,300円／税別 ※年間購読料33,360円／税共 (臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)</p> <p>月刊 建設統計月報</p> <p>●建設市場の動きをすばやくキャッチ 建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。 建設関連統計・統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方に必須の資料。</p> <p>■B5判／約220頁 定価980円／税別 ※年間購読料11,100円／税共</p>	<p>専門図書</p> <p>※定価はすべて税込みです。</p> <p>平成3年度版 建設省土木工事積算基準 ■B5判/690頁 ●定価6,700円/送料450円</p> <p>平成3年度版 土木工事積算基準マニュアル ■B5判/900頁 ●定価8,300円/送料500円</p> <p>改訂28版 建設工事標準歩掛 ■B5判/1,050頁 ●定価9,900円/送料600円</p> <p>平成3年度版 土木工事積算標準単価 ■B5判/600頁 ●定価4,800円/送料350円</p> <p>好評発売中 土木施工の実際と解説 ■A4判/350頁 ●定価8,800円/送料500円</p> <p>好評発売中 土木新工法の積算実例 ■B5判/900頁 ●定価18,000円/送料600円</p> <p>改訂3版 土地改良工事の積算と施工 ■B5判/570頁 ●定価4,700円/送料400円</p>
●お申し込み・お問い合わせは下記へ●	
財団法人 建設物価調査会	
〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジタービル) 電話 (03) 3663-8761代 郵便振替 東京1 71833	

川辺に調和した 個性ある快適な“まち”をめざして



松伏町長 石川 仁

首都30キロ圏域内に位置する本町は、農業的 土地利用から都市的 土地利用へと変貌してき ております。自然資源が数多く残され、田園的 景観にめぐまれている本町は、都市機能を十分に 果たすべき施設の整備が遅れているのも事実で す。

都市基盤の充実は、「利便性」「安全性」「快適性」 を向上させ、居住環境を良好にするものであります。本町は、東埼玉道路と都市計画道路浦和・野田線の立地条件を利用して、経済・産業基盤 の整備をおこない、住民生活を考慮した都市の 骨格を整えるものであります。また、町内を流れる 河川を有効利用して、水と緑を有機的にネ ットワークし、本町の特色を明確にすることが 肝要です。

【市街地の整備】

松伏町民が健全で快適な生活を営むためにふ さわしい、広域幹線道路・生活道路・公園など の整備を促進し、暮らしやすい居住環境の創造 に努めます。

- 都市基盤施設の整備促進
- 幹線道路の整備促進
- 生活道路の整備促進

【新市街地の整備】

21世紀に向けた良好な環境を形成し、町民の 理解と協力のうえに新しい文化をつくり、地域 にとけこんだ“まちづくり”的振興を図ります。

- 外前野特定土地区画事業の整備促進
- 松伏ニュータウンの整備促進
- 新規開発地の整備促進

【工業系就業地の開発】

良好な居住環境をつくるとともに、ミニ工業 団地を整備完成し、さらには第二ミニ工業団地

の整備を促進して、松伏町の産業・経済基盤を 整えます。そのために、国・県あるいは民間活 力の導入を推進し、町民の生活を中心とした就 業基盤を形成していきます。

- 第二ミニ工業団地の整備促進
- 新規就業地の整備

【公共輸送機関の整備】

本町は、大量輸送機関に恵まれていないため、 最寄りの越谷・北越谷駅へは、バス輸送に頼ら ざるを得ない状況であります。そこで、町民が 広域的に行動する足として、県東部地域への地 下鉄8号線の誘致を強く促進するものであります。他の輸送機関として埼玉県が検討を進めている“東西交通新システム”的導入を積極的に 促進するとともに、バス輸送については、北越 谷・吉川・せんげん台各駅へのルートの増設・ 新設を関係各機関へ働きかけていきます。

- 東西交通新システムの導入促進
- 地下鉄8号線の誘致促進
- バス輸送サービスの充実
- バスレーン・バスベイの整備推進

【道路の整備】

道路は、住民生活の利便性と産業・経済活動 を支えていくものであるため、周辺市町の開発 動向と整合性を保ちつつ、広域幹線道路網の整 備を促進していきます。

東埼玉道路は、本町域を南北に走り東京都心 と直結する道路として、都市構造の南北軸を構 成するため欠かせない道路であります。東西軸 には都市計画道路浦和・野田線が位置づけられ ておらず、大宮市・浦和市方面と千葉県野田市 方面の連絡を強化し、利便性を高め、産業を振興 する道路であります。町の骨格となる道路の他

に生活道路の整備、緑道・歩行者専用道路の整備を推進していきます。

- 東埼玉道路の整備促進
- 都市計画道路浦和・野田線の整備促進
- 都市計画道路松伏・越谷線の整備促進
- 地区幹線・住区幹線道路の整備促進
- 橋梁の整備促進
- コミュニティ道路の整備推進

【公園・緑地等の整備】

平成元年7月にオープンした『田園ホール・エローラ』を主とする松伏町中央公民館をはじめ、松伏海洋センター・多目的競技場を含めた、住民にうるおいとやすらぎを与える、重要な都市施設が将来的には、仮称松伏記念公園付近に文化の拠点として位置づけられます。定期的に開催されるエローラのコンサートは、緑豊かな都市公園の中に音楽の殿堂と高く評価され、周辺市町からの人々をも呼びこめるものとして整備を促進していきます。

- 児童公園の整備促進
- 仮称・松伏記念公園の整備促進
- 河川敷の整備促進
- レクリエーション施設の整備促進

【河川の整備】

本町は、江戸川をはじめ中川・大落古利根川と三本の河川が南流しており、いずれも一級河川に指定されています。平坦な地形の中にある本町は、たび重なる台風の影響で河川が増水し、越水による浸水被害を一部では受けております。本町にとって河川の整備は、重要な課題であり土地利用構想を立案するに当たっては「中川・綾瀬川流域整備計画」に基づき、治水施設の整備状況に応じた適正な土地利用を推進していきます。

- 保水機能の回復推進
- 遊水機能の保全推進

【水辺の利用】

本町は、町域を川によって囲まれており、傑出した自然環境をもっているといえます。大落古利根川は、寛永年間から用水溜井として利用



(仮) 松伏記念公園内に建設が
計画されているモニュメント

されており、中川船運の河岸場が設置されていた歴史的経緯をもっています。江戸川は、利根川の治水対策によって開削されたものであり、首都圏における重要な河川であります。これらの歴史のある水辺環境を有効に活用しながら、美しい都市景観を形成しともに人間性豊かな都市空間を創造するものであります。

- 水辺の修景緑道の整備推進
- 修景護岸の整備推進
- ホタルの生息地の育成



事業報告

陳情

当連合会は、正・副会長ら幹部が代表し国及び県に対し、次の陳情を行った。

1. 平成4年度公営住宅等の予算に関する陳情。（国政レベルへの陳情）－11月28日実行－

この陳情は、住宅供給量の大幅な増額と居住水準の質的改善が図られるよう各分野にわたり予算の増額を要望するとともに、設計積算の適正化並びに就労者対策として年間工事発注の平準化をも要望している。

2. 平成4年度県公共事業予算の増額確保、工事の平準化並びに発注価格、工期の適正化に関する陳情（県知事宛）－12月13日実行－

この陳情は、標記が主であるが、さらに10項目をあげ、それぞれ適切な対応を要望したものである。

要望の項目は、次のとおり

- (1) 平成4年度県公共事業予算の増額確保について
- (2) 公共工事施工の平準化とゼロ県債の大幅な増額について
- (3) 公共事業における労務費、業務報酬、資材費等の適正な積算について
- (4) 建設産業従事者の労働時間短縮、週休2日制の実施ができるような工期について
- (5) 地元企業に対する優先発注について
- (6) 建設残土、建設廃棄物の処分場確保等について
- (7) 工事に関する提出書類の簡素合理化について
- (8) 大型プロジェクトの積極的創出と事業化の際の地元企業の参入について

(9) 若年技能者の養成と総合的確保対策について

(10) 市町村公共工事等に対する指導、助言について



「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール平成3年度応募状況及び審査結果

標記の応募状況は、別掲のとおりであるが今回の特長は、応募数の面で対象（小学生の部）を低学年まで広げたことによって、前年に比べ小学生の部で学校数とともに大幅に増えた。

（応募状況等明細は「告知版」参照）

作品の審査は10月18日、建産連会館一階会長室において、審査員として埼玉大学教育学部附属中学校村上博俊教諭、埼玉大学教育学部附属小学校木村浩教諭の両者を迎えて行った。

入賞作品のうち最優秀作品は下記の小・中学生各3点である。

最優秀作品

・小学生の部

知事賞 寺山秀和（男） 浦和市立大久保小学校6年生

県教育長賞 栗原 浩（男） 吉見町立西小学校6年生

埼玉新聞社賞 藤田妙子（女） 春日部市立緑小学校3年生

- ・中学生の部
- 知事賞 中山初美（女） 坂戸市立千代田中学校3年生
- 県教育長賞 東田敏江（女） 坂戸市立住吉中学校3年生
- 埼玉新聞社賞 金子真弓（女） 吹上町立吹上中学校3年生

正式に発足した。

この協議会は、平成3年2月、建設省建設経済局が策定の「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、同年8月全国建産連構造改善対策委員会がその受け皿となる地方協議会モデルを作成し、各府県建産連に設立を促したものである。

当建産連としては、年内設立に向け、設立趣意書、規約の各案を作成、さらに構成員（委員）の人選（後記参照）を進め、11月19日の理事会において各案の承認を得て、本日の初会合を迎えた。席上、設立趣意書、規約及び委員構成について説明を行ったあと、会長・副会長を互選、会長に藤村光男、副会長に島村治作、岡村喜一両委員を選出、中央及び先発県の動向等を聴取し意見交換を行ったうえ、次回の会合まで本協議会が取り組むべき視点、推進方策を持ち寄り協議を進めることを申合わせて散会した。

埼玉県建設生産システム 合理化推進協議会が発足

当建産連は、12月20日正午から建産連会館1階特別会議室において、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会構成員の初会合を開き、委員に委嘱状、オブザーバーに依頼状を交付、

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会委員名簿

関係分野	氏名	所属及び職
関係行政機関の職員	相馬武男	埼玉県土木部建設管理監
学識経験者	藤村光男 長谷川忠欣 深谷剛	(財)埼玉県都市整備公社常務理事 東日本建設業保証㈱埼玉営業所所長 日刊建設工業新聞社関東支社支社長
総合工事業者	島村治作 神戸清二 白沢芳正 首藤淳 武井清 岩堀徳太郎 中島三枝司 斎藤久雄 松岡茂樹	(社)埼玉県建設業協会会長 同 土木委員会担当副会長 同 土木委員会委員長 同 建築委員会担当副会長 同 建築委員会委員長 同 労務委員会担当副会長 同 労務委員会委員長 同 理事(㈱大林組埼玉営業所所長) 同 理事(大成建設㈱埼玉営業所所長)
専門工事業者	岡村喜一 松本孔志 今泉康次 渡辺健市 渡辺昭一 松野俊弘 石田信向	(社)埼玉県電業協会会長 (社)埼玉県造園業協会会長 (社)埼玉県空調衛生設備協会会長 埼玉県鉄構業協同組合理事長 埼玉県建設大工工事業協会会長 埼玉県コンクリート圧送事業協同組合理事長 埼玉県内装仕上工事業協同組合理事長
設計・測量業者	谷屋和孝 柿沼國治	(社)埼玉県建築士事務所協会副会長 (社)埼玉県測量設計業協会会長
建設資材業者	日下鉄二 田中瑞穂	埼玉県コンクリート製品協同組合理事長 埼玉県生コンクリート工業組合理事長
オブザーバー	岡田三郎 小岩井實 岡村明彦	建設省関東地方建設局大宮国道事務所副所長 埼玉県土木部次長 浦和市建設部長

時局講演会

演題 「世界の情勢と新内閣の課題」

内政・外交の問題点を突く

講師・政治評論家 屋山 太郎氏

当建産連は、11月22日午後2時から建産連会館センター大ホールにおいて、時局講演会を開催した。この講演会は、当連合会研修指導委員会事業の一環として企画したもので、講師は、TBS TVの日曜放談レギュラーメンバーとして知られる政治評論家屋山太郎氏、演題は、「世界の情勢と新内閣の課題」で約1時間30分、長くマスコミ界（時事通信）に活躍、その後、国政の要路に参画してきた講師は、この席、いま焦点となっている内政、外交問題に楔を入れ、対処の甘さを指摘、経済大国としての進路に多くを示唆、聴者の耳目を集めた。

講演の要旨

過去のわが国の政治は、内政、外交の2つに分かれ機能してきた。現在は必ずしもそうではなく、ときには両者が一体となって動いている。

いま政治上の争点となっているのは、PKO（国連平和維持活動協力法案）の問題と、コメの自由化の問題である。まず、PKOを生んだ背景をみると、ソ連邦の崩壊、東西冷戦の終息により東西対決が消え一見協調ムードにみえる世界ではあるが、反面抑止力が薄くなって民族間の紛争、武力行使の危険度が増した。調停役としての国連があるが一旦武力行使となるとその能力がない。国連軍の創設が出来るかというと、いまのところ不可能。湾岸戦争にみると「多国籍軍」という名の軍隊で戦った。この時わが国はというと、憲法を盾に参加を断わり、代わりに90億ドルの拠出で逃げた。ところが戦争終結後の評価はゼロ。要するに血と汗を流さない者は、眞の協力者でないということである。

いま問題になっているPKOは、戦争目的ではなく、停戦ないし紛争処理後の監視役であるが、かつて戦場であったところ、そこで行動するには軍事的知識が必要なことは当然である。



社会党は、人的貢献は認めるが、自衛隊の派遣を拒んでいる。別個に組織を作れというが、一体誰が集るのかを問いたい。

PKOに参加協力することには大きな意義がある。かのペルシャ湾に掃海艇を派遣したが、遅いとの批判もあったが、その成果は高く評価されたのである。しかも派遣の是非を問う世論調査時85%が賛成したのである。

湾岸戦争に見るごとく、一時代前であればソ連邦は国連の行動に反対したであろう。ところが反対どころか国連の動きに乗り、イラク制裁に組した。直接行動はなかったが、少なくとも国連の足を引っ張ることはなかった。要因は内部崩壊寸前で他に手を貸す余裕がなかったのである。ともあれ、国連が発足して40年、ソ連邦、中国を含めて国連が一体となって行動したことは初めてであり、世界情勢は一変したのである。国連は超国家的存在であるべきであったが、対立がとけず十分機能しなかったが、ここにきて国連中心とする秩序が形成されたのである。いまなお不安定状態にある中東情勢をみると、戦争終結が中途半端であったように思う。戦に負けたフセインが今なお反抗し国連に従わない

という奇妙な現象を残しているし、アラブとユダヤの民族抗争もその解決に国連の力がためされている。アジアでは、印度支那半島（カンボヂア）が15年の戦乱によく終止符をみたが、残るは朝鮮半島である。北鮮は米国をはじめ国連のいうことを聞かない。焦点は核施設の査察を含む撤去であるが、最近米国は応じなければ爆撃も辞さないと強行姿勢を打ち出している。若し戦禍となれば、わが国も安閑としていられない。

東西冷戦がとけ、国連による秩序が整えば、軍隊は不要という論もあるが、甚だ疑問だ。現に身近な北鮮に危険度が残っている。いつ不測の事態を生ずるか予断を許さない。米国の力に頼るだけでは済まされない。過去に軍備縮小論をいい続けた宮沢現首相にその考えを問いたいところである。

対ソ、対北鮮外交はこれでよいか

次いで講師は、わが国政府の外交姿勢、特に対ソ、対北鮮外交に批判の矢を向け、さらに極めて流動的な西欧（E C）及び米国の動向を視野に入れ、今後わが国がとるべき外交の在り方について続けた。

まず対ソ外交では、体制崩壊までは勝手な言動を許し、かつ耐えてきたが、今日は立場が逆になった。これからは言うべきことははっきり言うべきである。不可侵条約を蹂躪、6万人を殺戮した前科を認めさせ、領土問題を解決し平和条約を締結することが、対ソ外交のスタートであって、軽々に金融、経済支援をすべきではない。

次に対北鮮に対しては、毅然たる態度で臨み、彼の術策に迷わされてはならない。現にソ連邦崩壊を機にソ連からの援助が打ち切られ、経済は根底から危くなっている。先に金日正領袖は自ら中国に乗り込み、支援を求めたが色よい返事がなかった。そこで矛先きをわが国に向けてきている。自民党金丸・社会党田辺両首脳の無謀な言質が今なお後を引き大多数の国民のひんしゅくをかっている。彼の出方が変るまで、交

渉は決して急ぐ必要はないことは、対ソ外交と同様である。北鮮はいまや孤立の途を歩んでいる。遠からず内部崩壊をきたすことになろう。

“コメ”は内政問題

わが国はいまガット・ウルグアイランドをめぐる“コメ”解放の問題で揺れているが、これには自由貿易体制の中で特例を設けないという米国の主張がある。

いまのところ政府首脳をはじめ野党を含めかたくなに（食糧安保論）拒んでいるが、これでよいのかというのが識者、国民の声である。現に熱心な農家は、過去の牛肉、オレンジの前例をみるとまでもなく、解放が世界の大勢ある以上、わが国だけが拒みつけられる訳がないことを見通し、その対応を真剣に考えている。

仰々“コメ”的問題は国内でも論議されている。即ち、戦争の残骸ともいえる「食管法」をこの半世紀余り堅持（現実に崩壊）していることに問題がある。族議員と称する一部の国会議員、農林官僚もさることながら、農協を抜本改革し、生産農家が自由に生産、販売ができるようにしており、食管法の廃止、農地法の改正等を行い、一般商業資本の導入しやすくし、営農の企業化を促進すべきである。根強い族議員、農林官僚の抵抗を打破することが先決だが、今の宮沢政権では期待が持てず、見通しは暗い。

結局、「外圧」という強力な後押しを待つか方法がないというのが私の見方である。



理事会・委員会報告

広報委員会



10月29日、建産連会館1階特別会議室において開催、①建産連ニュース第50号の発行について②同51号の編集について③「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール応募作品の審査結果について④4年用カレンダーの作成について——を議題にした。

まず、①の議題は、10月15日付発行の経過報告と講評で、事務局より当初編集案として提示した一部項目の変更について説明、了承を求めた上、講評を求める同時に、ここ数号にわたり本誌所定の頁数（基本32頁建て）を平均10頁程度オーバーしている事情を説明、事業予算の係りもあって今後の対応について是非の意見を求めた。

これに対し、予算的に支障のない限り特に問題視することはない。特別増頁を要する場合は次号編集案の段階で取捨選択することで了承された。

次の第51号の編集案については、特に新年号に相当することから筆頭の挨拶の寄稿依頼予定を含めて編集案を提示し意見を求めた。前年に倣うことで原案のとおり了承、作業を進めたところとした。

次のポスター・絵画コンクール応募作品の審査結果についての報告では、審査の経過を説明

（本誌事業報告欄参照）、受賞作品については審査結果どおり承認、賞状・記念品は既定どおり行うことを了承した。

平成4年用カレンダーは、前年様式どおりとし、製作部数、配布等事務局に一任することを了承し、次回は1月23日に開くこととして散会した。

理事会



11月19日、建産連会館1階特別会議室において理事会を開催、①平成4年新年賀詞交換会の開催②役員の補欠選任と委員会委員の異動③建設生産システム合理化推進協議会の設置④国・県等に対する陳情活動——を議題にした。なお、議事終了後、県建設管理課長らの来席により、国が進めている入札・契約制度の改善に関しての県の対応等の説明を聴取した。

冒頭、斎藤会長は挨拶に交えて全国建産連の動静が述べられ、また、去月死去の松江建築設計監理協会々長に弔意を表したあと議事に入った。

はじめの平成4年新年賀詞交換会の開催については、開催日程（1月8日）等開催要領を事務局より説明、計画はほぼ前年に倣い執り行うとして了承された。

次の役員の補欠選任の件は、去る6月の通常総会後の会員団体長の異動に伴うもので、まず理事では埼玉県内装仕上工事業協同組合理事長・石田信向氏（前任・長本昌夫氏）及び埼玉建築設計監理協会会长高岡敏夫氏（前任・松江広元

氏)の2人、評議員では埼玉建築設計監理協会副会長片淵重幸氏(前任・高岡敏夫氏)の1人で、いずれも就任を了承した。

上記の異動に伴い委員会所属委員として、石田信向氏の経営合理化委員会、高岡敏夫氏の広報委員会、片淵重幸氏の総務委員会等の所属をそれぞれ了承した。

次の建設生産システム合理化推進協議会の設立については、建設省筋から各府県建産連に対し、地方協議会の形で設立が促されているもの。事務局より設立の趣旨、規約、構成員(学識経験者3名、総合工事業者9名、専門工事業者7名、設計及び測量業者2名、建設資材業者2名の合計23名、その他オブザーバーとして関東地建、県、市各1名)等を提示、その運営等について説明を行った。

同協議会の発足は、諸般整い次第具体化する方針が述べられた。

次の国・県等に対する陳情活動は、①平成4年度分公営住宅の予算等に関する陳情、②平成4年度県公共事業予算増額確保など10項目を骨子とする陳情で、いずれも恒例のもので事務局より内容説明の上、意見を求めた。

特に意見なく、細目は総務委員会に付託、その実現を図ることで了承した。

以上をもって議事を終了、最後に事務局より先に審査等を終った「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて報告を行ってひとまず閉会。

県の業行政の動き

引き続いて、県から来席の斎藤建設管理課長らを囲んで、入札、契約制度の改善等の県の対応説明を受けた。

同課長は、はじめに県の建設業の構造改善事業に関する取り組みとして、次の重点課題をあげた。①不良不適格業者の排除②建設生産システムにおける新しいルールづくり③生産性の向上④若年建設従事者の確保——をあげ、かつ伴う推進事業と具体的な対応事例をあげ説明を加えた。

次いで建設省など中央機関で急速に進めていく入札・契約制度の改善に関する埼玉県の対応に言及、本年3月の「公共事業における入札・契約制度に関する懇談会報告」に基づく建設省の対応等を踏まえ、当面の対応事項として①入札辞退の自由の明確化については、県として鋭意成文化の準備を進め平成4年4月1日施行を目途にしている②発注標準の見直し建設工事費の上昇率等を勘案、目下検討中で、新業者格付実施期の平成4年6月1日施行を目指している③共同企業体の適正運用(現行の取扱い要綱の改正に向け検討中で、平成4年4月1日施行を目指している)④発注の準拠化(工事の進行管理やゼロ県債の拡大で対応)——などを明らかにしたうえ、中長期的な対応として「積算システムの改善」「経営事項審査制度の見直し」などをあげ、積極的に取り組んでいる実情を述べ、業界の理解が求められた。(W)

総務委員会



11月21日、建産連会館1階特別会議室において総務委員会を開催し、①国に対する陳情②県に対する陳情の2陳情案件を議題にした。

議事を前に新任委員(片淵重幸埼玉建築設計監理協会副会長・高岡委員と交替)の紹介のあと、全国建産連会長会議の動き(中央機関に対する要望)について説明のあと議事に入った。

はじめに、国に対する陳情について趣旨説明を行って意見を求めた。この陳情は平成4年度

の公営住宅等の予算確保、積算並びに工期の適正化、発注の平準化を骨子に中央において県選出国会議員及び関係要路に向け要望するもので、これには県・市との共願の形で行うもので、11月28日実施の予定のもの。

内容その他特に異論はなく、原文をもって了承された。

次の県に対する陳情は、平成4年度予算編成期を前にする恒例のもので、内容は会員団体より提出事項を加味しまとめたもので事務局より説明を行った。

今回の陳情事項は10項目（本誌別項・陳情欄参照）からなり、今回は新たに出た会員団体（建築士、建築設計監理協会他）からの要望を入れ、適正積算の要望の項等に「業務報酬」を加えたほか、発注の平準化要望の中にゼロ県債の増額確保、また、工事関連の提出書類の簡素化、市町村に対する様式用紙の統一化への指導——などを加え、要望の中に折り込んだ。

内容に関する意見等については、一部字句及表現の修正があったほか特に異論はなく、原文をもって了承した。

なお、陳情は一部修正の上成案、可及的速やかに実施することにした。

上記のほか事務局より当会館、駐車場の借上料の改訂が出ている旨説明、それらに対する対応を事務局に一任することにして散会した。

労務資材委員会



11月22日、建産連会館1階特別会議室におい

て労務資材委員会を開催し、若年者の雇用対策を議題にした。

冒頭挨拶の岡村委員長は、当委員会の性格上資材対策も議題にすべきだが、最近の需給動向、価格の面ともに特別問題視される動きもないことから、当面雇用対策を中心にしてほしい。今日は特に埼玉県建設雇用促進センターの岸、長堀両指導員の来席を願い、労働行政の面から行政、業界両面にわたる施策等について講義を願うこととした——と述べ、直ちに講義に入った。

講義に立った岸指導員は、まず、最近のわが国の産業界の動向、労働力需給の状況を述べ、巷間いわれる景気の後退から企業倒産が相次くが、労働力を求める求人倍率は依然として高く、特に新規学卒者においては昨年の倍、うち建設業関係がその40%を占めている。

一方、離職の充足が出来ないわゆる労働倒産が随所に生じている。この面はともかく集めた若者の定着率が問題、一企業に生涯勤める者はまれになり、2~3回の転職が大半である。要するに若者の働く志向、意識が変わったのである。

雇入れ側としては、時代相をよくみて定着の工夫（労働条件、労働環境）が必要となった。この間の事情は、今年3月の労働白書に詳かにしている。また、雇用対策については第4次建設雇用改善計画で、行政側の対応、特に元請企業の果す役割に期待しており、殊に新規学卒者に対しては、入社後の教育・指導を強く求めている。

さらに企業イメージも大事で、外観だけでなく内部体制を整えることである。在学中のイメージは良かったが、入社後のイメージは逆に悪くなつたという新入社員の声を謙虚に受けとめ、採用した者の“歩止まり”を良くすることが対策の原点だとした。

さらに、雇用対策の一環として雇用促進事業団（労働省）では、作業員宿舎をはじめ、各種の福利施設の建設、改良に資金の助成（融資）を行っているので、十分活用願いたいとした。

告知板

人事往来

平成3年秋の叙勲で下記の方が受賞の栄に浴した。

所属団体 (社)埼玉建築士会

役職名 会長

氏名 小川 清 (70歳)

住所 川越市末広町3-1-3

受章区分 勳五等双光旭日章

受章年月日 平成3年11月11日

功績 永年にわたり建築施工、設計監理業に携わり、建設関係団体並びに県、市の各種委員会委員等の要職に就き、建設業の発展と関係団体の育成強化に尽力された。



県の12月補正予算の概要

県の12月補正予算は、台風による災害復旧及び災害対策に10億6,279万円、先行取得の公共用地買戻しに88億1,509万円、県職員給与等改定経費として161億9,617万2千円など合計277億1,889万4千円である。

このほか、公共工事平準化対策として25億2,700万円が債務負担行為(ゼロ県債)として設定された。

建設関連事業に計上された補正額は、次のとおりである。

- 街路整備(公共)=3億円
- 狹山丘陵いきものふれあいの里の整備=1,924万9千円
 - 災害対策=5億6,000万円(内訳・河川激甚災害対策3億円、緊急地すべり対策1億9,500万円、緊急急傾斜地崩壊対策6,500万円)
 - 災害復旧=5億279万円(内訳;林道754万円、農地、農業用施設7,125万円、土木施設4億2,400万円)
 - ゼロ県債(県単事業)=25億2,700万円(内訳;道路、橋梁17億7,300万円、砂防5億6,900万円、街路1億8,500万円)

'91さいたま景観賞受賞作品

決まる

11月7日記念特別賞と共に表彰



都市美と文化の創造上優れた建造物を選びその関係者を表彰する平成3年度さいたま景観賞受賞式が11月7日、大宮市のソニックシティホールで開かれた。今回はその第5回に当たる。応募総数258点のうち第1次審査によって30点が選考され、最終審査によって6点が選ばれた。

なお、今回は第5回目を記念して、個別的に優れた特色を持つ6点を特別賞として選定した。

受賞作品は、下記のとおりである(①は建築主②は設計者③は施工者を示す。)

• 芝浦工業大学斎藤記念館(所在地・大宮市小深作同大学キャンパス内)。

建物は同大学のシンボル的性格をもつだけなく、市民の利用にも供され、生涯教育の場としても親しまれることが期待される。

①学校法人芝浦工原大学②相田武文設計研究所③㈱大林組

• エステ・シティ所沢(所在地・所沢市中富南の区画整理事業の一画に開発された住宅団地)

「まちを彩る多彩な道路空間」をテーマとして整備され、植樹の緑とあいまって、とかく平坦で単調になりがちな街並みに活力と潤いを与えている。

①日本新都市開発㈱、②㈱トデック、㈱新都市ホーム、③㈱フジタ、㈱新都市ホーム

• 淑水亭(所在地・所沢市山口西武園遊園地

内)

多摩湖を眼下に望む地に建設の中国料理のレストランを持つ旅館、豊かな自然と調和、鋭角的なスカイラインに特徴がある。

①西武鉄道㈱、②池原義郎建築設計事務所、

③西武建設㈱

・笛木醤油（所在地・川島町上井草 660）

老舗の伝統を生かしながら、近代建築の技術をほど良く調和させた蔵造りの店舗。

①笛木醤油㈱、②醸ZYO建築研究所、③共和木材㈱

・狭山市立博物館（所在地・狭山市稻荷山稻荷山公園内）

建物は、市の心象風景である茶畠のうねりと茶筒をイメージしたデザイン、公園の木々の緑と調和して訪づれる市民に好感をもって迎えられることによう。

①狭山市②石本建築事務所③大成建設㈱、三栄建設㈱共同企業体

・メモリアルトネ（所在地・加須市川口
701-1）

利根地域の自治体が共同で建設した斎場。ともすれば敬遠されがちな施設であるが、優れたデザインと周辺との融合の巧みさによって周囲の景観の向上に寄与している。

①広域利根斎場組合②石本建築事務所③大成建設㈱

特別賞

- ・景観・新しい風賞——川口グリーンゴルフ（所在地・川口市）
- ・景観・インパクト賞——アーバンヒルズ（所在地・鳩ヶ谷市）
- ・景観・歴史保存賞——嵐山町立鎌形小学校（所在地・嵐山町）
- ・景観・伝統賞——徳丸邸（所在地・蕨市）
- ・景観・教育環境賞——富士見市立富士見台中学校（所在地・富士見市）
- ・景観・いらか賞——岩槻市立中央公民館（所在地・岩槻市）

平成3年度「埼玉の建設産業」 ポスター・絵画コンクール実施 報告について

当建産連広報活動の一環として毎年実施の県内小・中学校児童生徒を対象にした「埼玉の建設産業」をテーマのポスター・絵画コンクールは、今年度で13回を数え、年とともに応募校数も増加、今年度は応募総数1,124点、対前年比264点の増であった。

審査の結果、金賞各10点、銀賞各15点、銅賞各20点の合計90点を入賞作品として選定した。

なお、この入賞作品は、12月17日から10日間県庁第2庁舎3階渡廊下に展示、また、1月1日から約2週間、当建産連会館正面玄関ロビーに掲示、それぞれ供覧に供した。

平成3年度応募状況及び審査結果

小・中 学校別	応募 学校数	応募点数	入賞点数			
			金	銀	銅	計
小学校	校 111(68)	点 830(537)	点 10	点 15	点 20	点 45
中学校	25(28)	294(323)	10	15	20	45
計	136(96)	1,124(860)	20	30	40	90

※（ ）内は平成2年度応募実績。



古寺社探訪（2）

鷲宮神社（旧県社）

- 所在 北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮 2149
- 祭神 天穗日命、武夷鳥命、大己貴命
- 由緒沿革 草創はきわめて古く、境内には堀内遺跡という複合遺跡があり、古墳時代の勾玉、甕形、壺形、椀形の土師器その他、縄文、弥生時代の土器も出土していることから、遠く縄文時代には既にこの地が居住地となっていたことが察せられる。その土着民族（出雲系）の中でも、特に土師器製造を専門とする人々が奉祀したのでハジの宮と呼ばれ、転じてワシの宮となったともいわれる。

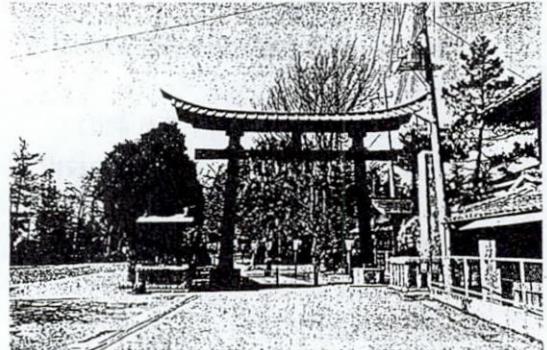
社伝によると、第10代崇神天皇の御代、太田田根子によって創建され、12代景行天皇の御代、日本武尊東征のおりに社殿が造営されたとある。

また、43代元明天皇（707～715）の和銅6年8月、52代嵯峨天皇（809～823）の弘仁9年9月、63代冷泉天皇（967～969）の安和元年5月、68代後一条天皇（1016～1036）の永延3年正月などにもそれぞれ社殿の造営が行われている。

中世に至って武将の尊崇篤く、源頼朝の神馬奉納と社殿の新造（建久4年11月）、北条貞時や足利氏満、持氏、成氏などが神領を寄進、下って江戸時代には徳川家康が神領400石を寄進という異例の扱いをしている。明治6年4月、県社に列せられた。

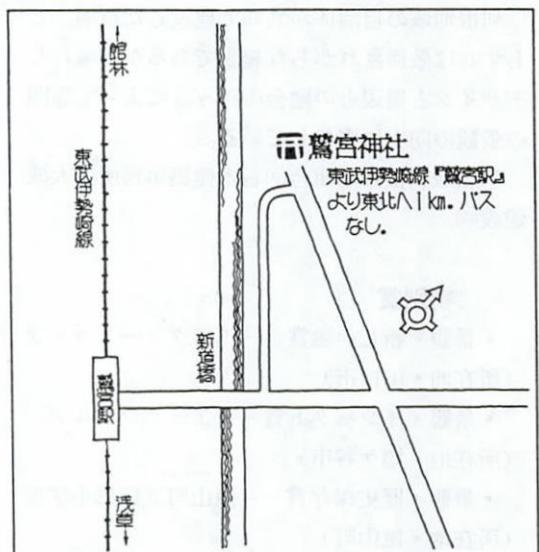
おとり様の元祖

毎年12月の初酉の日は「酉の市」といい各地の大鳥神社は大変の賑いである。「鳥」が「取り」に通ずることから縁起をかついだ人々、特に商人が繁盛を願っての参詣が多いが、この「おとり様」の関東における元祖はこの鷲宮神社とされる。「鷲」が鳥の王（大鳥）であることから転じて「大取り」となり、福徳を搔き集める発想を生じた。



当社の神祭日がたまたま酉の日であったため、古来より「酉祭」と称されていたが、その後、中世特に江戸時代に前述のような世俗信仰と結びつき、今日各地で見られるような「おとり様」の賑いをみるようになった。

当社の境内面積は 34,148 m²で、例祭日は3月28日である。



やきゅういなり
箭弓稻荷神社 (旧県社)

会員登録・会員登録

。所在 東松山市箭弓町 2-5-14

。祭神 宇迦魂神

。由緒沿革 社伝によると起源は遠く奈良時代の和銅5年(712)に遡る。その頃は野久または矢久稻荷と呼ばれていた。平安時代の後期、長元元年(1028)に前上総介忠常の乱が起る。

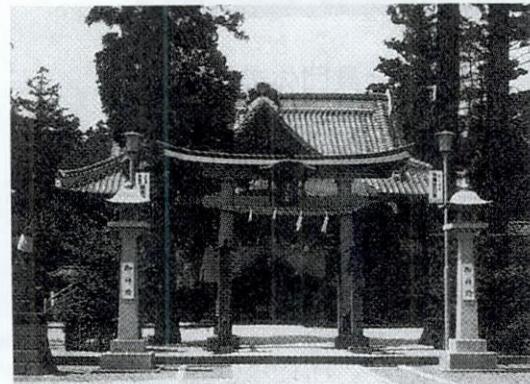
その勢は房総3カ国を席捲、そこで朝廷は甲斐守源頼信を追討使に任じた。頼信は長元3年秋兵を率いて関東に下るが、途次当社に終夜祈願した。その晩白雲が俄かに起り、一陣の風とともに敵陣へ向って数百本の矢を射るごとく飛び首尾よく忠常を捕えこれを誅伐することができた。鎮定後頼信は大いに神徳に感謝して社殿を整え、名も箭弓稻荷大明神と称するようになったという。

中世鎌倉、室町時代には武門の神として尊崇を集め、特に太田氏(道灌)一門の敬護を受けた。江戸時代に入って武神というより商業繁昌の神として信仰を集め、箭弓稻荷講中が至る所にあった。

現本殿は、享禄3年(1530)の建築で、切妻造り、単層、銅葺きで、破団面等に研爛たる彫刻を施し、日光東照宮に比すべき精工さを誇っている。

稻荷信仰の中心

「伊勢屋稻荷に犬のくそ」といわれるほど江戸時代には稻荷の鳥居が至る所に見られ、現在でも全国でその数4万を超えるが、案外その祭神は知られていない。大抵の人は狐を御神体と思っているようだが、狐は単にお使いで、実際の祭神は宇迦魂神(古事記)とされる。日本書記では倉稻魂命とされる。この神は、このほか豊宇氣毘賣命、保食神、大宜都比売神等の別名を持ち、元来食物の神であった。ところが平安時代以降、仏教(密教)と習合、自在の通力を持って神として信仰を集め、さらに中世以降に



なって貨幣経済の発展と共に稻荷信仰は益々栄え、今日に至っている。

当社境内面積は24,849m²、例祭は9月21日。なお、当社境内の牡丹祭は有名で、千余の数があり4月下旬から5月上旬には多くの人を集めている。

(W)



建産連だより

——会員団体の動静——

保証会社サービス業務のご案内

東日本建設業保証㈱埼玉営業所

保証会社では、みなさまの企業繁栄のためいさかでもお役に立つよう、いろいろなサービス業務を行っています。

1. コンピュータによる財務診断

適切な経営指針を提供する建設業専用の画期的システムで、いわば会社の「健康診断」です。

2. 建設業経営講習会の開催

中小企業のみなさまに役立てていただくために、関係機関のご協力を得て経営講習会を開催していますのでご利用下さい。

3. オートスライド・ビデオの貸出し

画面で実例を見ながら短時間でまとった知識が吸収でき、応用技法も身に付けられます。勉強会、研修会にお役立て下さい。

4. 小冊子の提供

中小建設業の体质改善に直接役立つものや、時宜に適したテーマを用意しています。

*お取扱いは、すべて無料です。詳しくは当社「サービス業務係」(048-861-8885)までお気軽にどうぞ。

技術研修見学会を開催

㈲埼玉建築設計監理協会

当協会技術研修委員会では、去る9月13日日立製作所基礎研究所の見学会を開催した。あいにくの悪天候ではあったが会員、所員、賛助会員とで32名の参加であった。立地条件としての環境も素晴らしい、また建物も平成3年さいたま景観賞設計で見るべきものがあった。研究内容としては、量子計測技術、ソフトウェアサイエンス、バイオテクノロジー、材料科学の分野で幅広く、かつ基礎的な研究を行っていた。

本年度事業執行状況について (中間報告)

財埼玉県建築住宅安全協会

本年度の事業執行状況について中間報告いたします。

(1) 定期報告指導業務(平成3年10月末現在)

- ① 提出指示 6913件(対前年同期比119.7%)
- ② 内容審査 7539件(対前年同期比112.2%)

以上の件数を処理しました。

(2) 「法令説明会」への対応

埼玉県、(社)埼玉建築士会、市町村共催による「違反建築・違反宅造をなくして住みよいまちづくり運動」の一環として開催された「法令説明会」に次のとおり対応しました。

- ① 10月16日(八潮市・メセナ/約110名)
「昇降機の正しい利用について」の説明に対し、(社)日本エレベータ協会製作のスライド「エレベーター・エスカレーターは正しく乗りましょう」を提供した。

- ② 10月17日(川口市・リリア/約90名)
「建築基準法による定期報告制度について」
本会から説明を行い、理解と協力を求めた。

(3) 防災意識啓蒙パンフレットの発行

パンフレット『適確な維持管理と定期報告制度』を発行しました。ご希望の方には、無料で配布していますので、事務局にご連絡下さい。

(4) 『防災ダイアリー1992』の発行

620部発行し、業務届出者、関係行政庁、関係団体等へ送付しました。

安全衛生大会開催

埼玉県環境安全施設協会

当協会は、平成3年12月に、川越氷川会館に於いて労働安全衛生大会を開催しました。当日、川越労働基準監督署並びに川越警察署より講演をいただき、労働災害実故防止に向けて会員一同決意を新たにしました。又上尾市のリバーサ

イドフェニックスゴルフクラブに於いて、交通遺児支援チャリティゴルフ大会を実施し、会員並びに主旨に賛同する多くの方々の参加をいただき、当日のチャリティ資金を新聞社に拠託しました。

創立15周年記念式挙行

埼玉県鉄構業協同組合

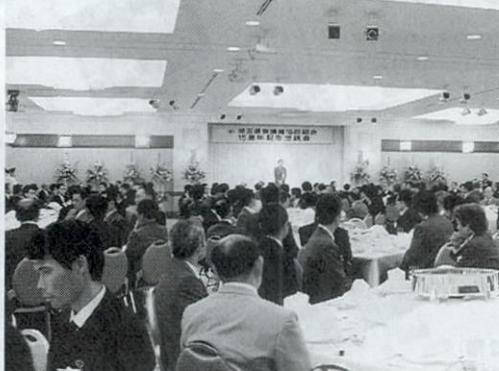
10月18日に浦和東武ホテルにて組合創設15周年式典を盛大に開催致しました。当日はご来賓及び組合員239名のご出席を頂きました。

ご来賓として、衆議院議員松永光先生、福永信彦先生、山口敏夫先生令夫人、自民党埼玉県連幹事長・佐久間実先生及び(社)埼玉県建設産業団体連合会・長島孝因専務理事、(社)埼玉建築士会・小川清会長、(社)埼玉建築士事務所協会・谷屋和孝副会長をはじめ多数の方々のご臨席を賜り、励ましのご祝辞を頂戴致しました。厚くお礼申し上げます。

式典を記念して、埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金に金一封を寄贈し、県生活福祉部・間庭次長より畠知事の感謝状を授与されました。

本式典では、組合役員表彰に続いて、第一回目の組合員企業従業員50名の表彰を行いました。

式典終了後、懇談会に移り華やかに懇談頂き、15周年を祝いました。



新春雑感

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

不況時代、人手不足そして週休2日制と私は考えてもいなかった。平成年間支部長より県立川越高等技術専門校の講師を仰せつかり、毎週火曜日に講義に行って居るが若年層が多い。何故私達業界は求人難。そこで私なりに学生達を観察してみた。私達の時代は、おおよそ何も無い昭和の頃の思い出のみ、今日の若い人達は金が無くとも何でも有るから遊べる。遊べるから楽しいと云う事で仕事というものにも一応に遊びを取り入れるのも平成現代人の心かも知れない。そんな心も私達世代の者が一心に人、人と言って探し求めている。けれど求人難。なんとか自分も若くなって遊びを取り入れて考えてみようと思ってもなかなか大変である。そんな事を思う昨今であるが、今度どんな難題が来るかと思うとなんとなく時代の時計の針を止める学生に教えてもらっている今日である。新旧時代の交錯の中で、訓練校の学生のうち来年度塗装業界にも9人の人材が送り出される。業界発展のために学生諸君と一緒に考え、しっかり目をむけて行きたいと思っている。

(社)日本塗装工業会

埼玉支部・高等技術専門校講師)

新役員紹介

埼玉県内装仕上工事業協同組合

今回は、新役員の紹介をさせて頂きます。

理事長 石田信向

㈱東和（電話 0492-45-1771）

副理事長 黒川 勇

大黒屋建材㈱（電話 0492-41-5561）

同 中村嘉昭

埼玉装飾㈱（電話 0482-52-5592）

専務理事 福原勝義 松坂屋建材㈱

大宮支店 （電話 048-652-3222）

理 事 上原泰次
大信建材㈱ (電話 048-643-1040)
同 長本昌夫
㈱日南内装 (電話 0482-83-0611)
同 小林一万
和興建材㈱ (電話 0492-24-7622)
監 事 黒田晃治
㈱大 和 (電話 0485-26-1003)
同 志賀茂夫
日本建工㈱ (電話 048-653-2100)

平成3年度 会員懇親会及び連絡協議会開催

(社) 情報通信設備協会埼玉県支部

当協会は、去る11月13日、大宮市内ソニックシティに於て平成3年度会員懇談会及び連絡協議会を開催した。

会員懇談会には、横田充穂埼玉県支部長(兼関東組織委員長)が出席され、関東地方本部、埼玉県支部の現況及びNTTとの共存共栄策につき、NTTによるPBX特約店制度等を中心に詳細な説明が行われた。なお、本会には、日本高速通信㈱北関東営業所長立花雍一氏、日本テレコム㈱大宮営業所辻真央氏、第二電電㈱関東支店長大掛幸雄氏他が出席され各店の事業案内の説明がされた。

連絡協議会には、NTT埼玉通信機器営業支店大沢芳雄支店長、埼玉支社販売企画担当品川浩課長他多数幹部が出席され、NTTの現況やら共存共栄問題について説明があった。更に、埼玉支社技術担当畠則雄課長、同松田昌樹係長から、ISDNについての研修が豊富な資料により行われその後、懇親会に移り盛況裡に散会した。

知りたい制度がすぐ分かる

中小建設業のための金融・税制ハンドブック

中小建設業の経営基盤の強化に役立つ政策金融・税制制度についてのわかり易い解説書

- ◎金融編: 各種の貸付制度を生産性向上、経営の近代化・合理化といったテーマごとに分類し、制度の概要、利用資格、融資条件
- ◎税制編: 中小建設業が利用できる特別償却や税額控除その他の制度

を紹介!

B5判・81ページ・表紙価格800円

★送料実費(1冊の場合210円)・10冊以上は無料です。

お申し込みは▶財建設業振興基金業務部まで

〒105 東京都港区虎ノ門2丁目6番4号(第11森ビル2階)

[tel] 03(3501)1471 [Fax] 03(3591)3159



連合会日誌

- 10月11日 自由民主党県議団政務調査会建設部会と平成3年度埼玉県公共事業予算増額確保、工事の平準化並びに工事費用積算の適正化等についての意見交換会を実施。斎藤会長他会員団体長等出席。
- 10月15日 埼玉県地質調査業協会創立10周年記念祝賀式典に斎藤会長出席。
埼玉建設労働者研修福祉センター雨漏り修繕工事の内装工事についての打ち合わせに加藤常務理事、榎本所長出席。
平成4年度公営住宅等の予算増額確保についての陳情実施に関する打ち合わせのため県住宅都市部住宅建設課鶴間係長来所。
- 10月16日 「豊かで活力にあふれた長寿社会フェスティバル」第2回実行委員会に加藤常務理事出席。
- 10月18日 第13回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査会
審査員 埼玉大学教育学部附属中学校
教諭 村上博俊氏
埼玉大学教育学部附属小学校
教諭 木村浩氏
埼玉県鉄構業協同組合創設15周年記念式典に長島専務理事出席。
- 10月22日 県主催の公益法人実務研修会に森係長出席。
- 10月29日 広報委員会
建産連ニュース第50号の発行、第51号の編纂、ポスター・絵画コンクール審査結果、平成4年カレンダーの作成等について協議。
- 10月30日 (財)建材試験センター浦和試験室開設披露に長島専務理事出席。
- 11月7日 さいたま新都心事業着工式に斎藤会長出席。
埼玉建設生産システム合理化推進協議会への参加要請のため建設省関東地方建設局大宮国道工事事務所を加藤常務理事が訪問。
- 11月6日～8日 (財)建設業振興基金主催による建設業団体職員研修に森係長参加。
- 11月8日 労働省、建設省、雇用促進事業団主催による「雇用改善推進の集い」に斎藤会長会長出席。
- 11月12日 建産連設立準備調査のため北海道庁職員が全国建産連事務局を訪問。斎藤会長出席。
全国建産連での機関紙発行経費についての協議に加藤常務理事出席。
- 11月13日 平成3年分年末調整説明会に森係長出席。
- 11月14日 さいたまシルバーハウジングフェアオープニングセレモニーに加藤常務理事出席。
全国建産連正副会長が自由民主党三役等に対し全国建産連会長会議における決議について要望活動を実施。斎藤会長出席。
- 11月17日 豊かで活力にあふれた長寿社会フェスティバル第3回実行委員会及びフェスティバルに加藤常務理事出席。
- 11月18日 県、雇用促進事業団、(社)埼玉県建設業協会主催の「建設雇用改善推進の集い」に斎藤会長出席。

○11月19日 正副会長会議

正副会長において理事会付議事項について事前協議。

理 事 会

平成4年新年賀詞交換会、役員の補欠選任と委員会所属、国・県に対する陳情活動、その他当面の事業実施、報告事項等について協議。

構造改善施策・入札制度等に関する県との意見交換会

県土木部長等との県の建設行政施策をテーマとした意見交換を実施。

会員団体長等が出席。

○11月21日 総務委員会

当面の建議、陳情等について協議。

○11月22日 労務資材委員会

埼玉雇用促進センター雇用総合相談員岸氏を招き、若年者雇用対策等についての解説を聴講した。

講 演 会

演 題 「世界の情勢と新内閣の課題」

於 埼玉建産連会館センター3階大ホール 聴講者69名

講 師 政治評論家 屋山太郎 氏

○11月28日 陳 情

平成4年度公営住宅等の予算に関する陳情について建設・大蔵両省ならびに県選出衆参両議院議員に対して陳情を実施。岡村副会長、長島専務理事、加藤常務理事、森係長参加。

○11月29日 (社)埼玉県建築士事務所協会設立15周年記念式典に安藤副会長出席。

(社)全国建設産業団体連合会広報委員会幹事会に加藤常務理事出席。

○12月2日 (社)全国建産連の建産連未設置県に対する設立促進キャンペーンに斎藤会長参加。奈良県和歌山県を訪問。

○12月13日 陳 情

平成4年度県公共事業予算の増額確保、工事の平準化並びに発注価格、工期の適正化等について、県知事、関係部長に対して陳情を実施。正副会長、長島専務理事、加藤常務理事参加。

○12月20日 建設生産システム合理化推進協議会

総合工事業者・専門工事業者間のそれぞれ果すべき役割分担等の新しいルール形成をめざし、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会を発足。協議会委員委嘱、オブザーバーの依頼、協議会設置規約、委員構成、今後の方針等について協議。

○12月24日 事務局長会議

平成4年新年賀詞交換会の事前打合せ、その他建産連事業の諸報告のため、事務局長会議を開催。

○1月6日 新年賀挨拶と建産連活動への協力要請のため、斎藤会長、長島専務理事、加藤常務理事等が県庁幹部を訪問。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

(平成4年1月7日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉営業所	所長 長谷川忠欣	"	"	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	"	"	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 榎本 義男	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 渡辺 昭一	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 小川 清	"	"	048(861)8221
(社)埼玉建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謙吾	"	"	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銛二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	048(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 深井 進	浦和市宿285-2	336	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048(882)7993
埼玉県設備設計協会	会長 金子 正喜	浦和市高砂3-10-4	"	048(864)1429

建設連ニュース 第51号

平成4年1月15日発行

発行
埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会
〒336 油和町鹿手袋4丁目1番7号
電話 048-866-4301

印刷
東京都北区東田端2-4-4
みづほ企業株式会社

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月